

教育テレビ放送の50年

成城大学 古田尚輝

本稿は、元NHK放送文化研究所研究主幹で、在職中、教育テレビの歴史を研究し、『放送研究と調査』に多くの論文を発表した成城大学文芸学部マスコミュニケーション学科の古田尚輝教授に執筆を依頼したものである。

要約

1959年1月、日本で初めての教育専門局としてNHK東京教育テレビジョン局が開局した。それから現在まで50年。この間、商業放送でも、1959年2月に日本教育テレビ（NET、現在のテレビ朝日）、1964年4月に東京12チャンネル（現在のテレビ東京）が教育専門局として開局した。教育専門局には、一般の総合番組局より高い教育50%・教養30%の番組編成比率が義務付けられている。また、その存続には、全国的な放送網あるいはネットワークの整備、番組の利用者の組織化、教育放送の収益性の低さを補う財源などが必要である。公共放送のNHK教育テレビ局は、こうした条件を十全に備え、現在も教育専門局として存続している。一方、商業放送の2局は、教育放送による欠損が経営を圧迫し、1973年11月に総合番組局に移行した。その結果、公共放送と商業放送の両方で教育専門局が存続する事態は、15年弱で終わった。

教育専門局は、1950年代後半に郵政省が放送サービスの量的拡大を図るなかで創設した制度で、放送番組の質的向上と放送サービスの多様化を目的としていた。郵政省は、この目的を理由に、商業放送2局の総合番組局移行への懇請を保留して、ようやく教育専門局の消滅を認めたのであった。それは、商業放送の維持に必要な収益性の確保が困難であることを理由にしていたとは言え、商業放送の放送サービスの画一化を助長し、多様性の欠如という現状をもたらすこととなった。

一方、NHK教育テレビは、この50年間、国の教育政策や番組利用の状況、NHKの経営方針の変化を背景に、教育放送という枠内で番組編成の変革を図ってきた。その性格は、1950年代から80年代前半までは学校教育波、その後90年代までは生涯学習波、90年代後半以降はそれらに子ども・青少年向けの性格を加味した“混合波”へと転換してきた。そして、今後は総合テレビの“選択波”という方向性が選択肢のひとつとして考えられる。

目次

はじめに	176	4. 臨放調答申と総合番組局への移行	193
1. 教育専門局の誕生	177	第1節 NETの主張に沿った答申	
第1節 免許申請ラッシュと番組批判		第2節 総合番組局への移行	
第2節 第1次チャンネルプラン		5. NHK教育テレビの変化	197
第3節 田中角栄郵政相の大量予備免許		第1節 番組編成の3つの変化	
2. 公共放送の教育専門局	182	第2節 学校教育波の確立	
第1節 ラジオ2波による教育放送		第3節 生涯学習波への転換	
第2節 NHK教育テレビジョン局の開局		第4節 混合波あるいは選択波への脱皮	
3. 商業放送の教育専門局	185	6. 考察	205
第1節 日本教育テレビ（NET）			
第2節 東京12チャンネル			

はじめに

1959年(昭和34年)1月10日、日本で最初の教育専門テレビジョン放送局のNHK東京教育テレビジョン局が開局した。郵政省は、放送局の免許条件として、教育専門局には一般の総合番組局より高い教育50%以上・教養30%以上の番組編成を義務付けた。それから50年、教育専門局とその放送は、国の放送政策や教育政策、放送事業者の経営方針、視聴状況などの影響を受けて変遷を重ねてきた。

変化は、まず、ふたつの商業放送の教育専門局が誕生するかたちで現れた。NHK教育テレビ開局1ヵ月後の1959年2月には日本教育テレビ(NET、1977年4月に全国朝日放送に社名変更・略称テレビ朝日)、東京オリンピック開催年の1964年4月には科学技術教育専門局として東京12チャンネル(1981年10月にテレビ東京に社名変更)が開局した。しかし、両局とも教育放送による損出が経営を圧迫し、1973年11月の免許再交付時に教育専門局から総合番組局に移行した。こうして、公共放送と商業放送の両方で教育専門テレビ局が並存する状態は、15年弱で幕を閉じた。

次の変化は、放送による通信制教育を行う放送大学の登場であった。放送大学は1960年代後半から設置の動きが始まったが、政治に翻弄されて容易に実現せず、ようやく1985年4月に放送による授業を開始した。放送大学は、設置主体の放送大学学園が放送局免許を得て国の補助金を財源の一部として放送を実施しており、公共放送とも商業放送とも異なる特殊性を持っている。

以後、教育専門局はNHKと放送大学の2局という状態が続いているが、その放送はと

もに教育放送でありながら対照的である。放送大学の放送はほとんどが通信制教育のための授業番組で構成され、波の性格も開局以来変わっていない。これに対して、NHK教育テレビは教育専門局という範疇に属しながら、番組編成も波の性格も時代によって変化している。それは、学校放送番組や生涯学習番組など異なる分野別の番組の編成比率の変動に現れている。

本論では、公共放送と商業放送の並存体制のなかでの教育テレビ放送にテーマを絞って、まずNHK教育テレビと民放のNETと東京12チャンネルの誕生の経緯と足跡を辿り、教育専門局の存立の条件を検証する。次に、そのなかで現在まで存続してきたNHK教育テレビの番組編成と波の性格の変化を分析し、今後のあり方について若干の考察を加えることにする。性格の異なる放送大学とその放送については、稿を改めることとしたい。

なお、本論の題名とした教育テレビ放送については、通信衛星を使ったCSデジタル放送でもっぱら教育放送を実施している委託放送事業者も存在するし、地上波放送の総合番組局も教育番組を放送している。しかし、ここでは地上波の教育専門局とその放送を対象とする。

1 教育専門局の誕生

第1節 免許申請ラッシュと番組批判

教育専門局の設置は、1950年代後半のテレビ放送局の免許申請ラッシュのなかで、郵政省が構想したものである。その背景となったのは、第1に公共放送のNHK¹⁾と新聞社を中心とする民間企業のテレビ放送事業に対する旺盛な意欲、第2に低俗番組批判で増幅された放送番組の質の向上と放送の教育的機能の重視を求める論議の高まり、第3にこれらの要請に応じて放送サービスの量的拡大を図る一方で多様化を求めた放送行政があったと考えられる。このうち、第3の要因については次節で述べることにして、この節では第1と第2の要因について記す。

まず第1の要因であるが、日本の定期的なテレビジョン放送は、日本経済が実質で年率10%を超える高度成長期に入る直前の1953年(昭和28年)に始まった。この年の2月1日にNHK東京テレビジョン局、8月28日に最初の商業テレビ放送局の日本テレビ放送網が開局した。このうち日本テレビは、当初は広告放送による収入の確保が危惧されたが、番組提供とスポット・コマーシャルの販売が好調で、開局5ヵ月後の1954年1月には僅か15万円ながらも黒字を計上し、4月には減価償却も可能になった。

一方、NHKは放送法に定められた「あまねく日本全国において受信できるように」という目的を達成するため、全国的なテレビ局の置局に着手した。しかし、ラジオ放送受信契約が1952年度に1,000万件を超えたのに対

し、テレビ放送受信契約は皇太子(現在の天皇)ご成婚の1959年度末(昭和34年度)でも400万件にしか達せず、開局後4年間はテレビ放送事業で生じた赤字をラジオ放送受信料収入で補填する状態が続いた。だが、これも1957年度にテレビ受信料収入がテレビ放送事業支出の全額を賄うまでに増加して解消され²⁾、以後はテレビ放送受信料収入が主要な財源となった。

こうしたテレビ放送事業の推移、特に日本テレビが実証したテレビ放送事業の高い収益性は³⁾、“テレビ放送は儲かる”という認識を浸透させ、新聞社を中心とする民間企業のテレビ局免許申請を加速した。テレビ放送局の免許申請件数は、後述する郵政省の「第1次チャンネルプラン」が策定される1957年6月までに、全国で86社153局にも上った。しかし、教育放送を主眼とする免許申請は、NHKと教育出版社の旺文社社長赤尾好夫を代表とする日本教育放送株式会社など僅かであった。教育専門局は放送事業に対する旺盛な意欲を背景に実現したことは事実だが、これ以外の要因が加わることによって初めて具体化するのである。

第2の要因の放送の教育機能の重視は、とりわけNHKで根強かった。NHKは、ラジオ放送における教育放送の長い歴史を持ち、ラジオ放送2波の性格を明確にして第2放送で教育放送を実施していた。また、テレビ放送の開始とともに、1チャンネルのなかで学校放送番組を編成した。そして、テレビ放送のチャンネル数拡大の機運が高まると、ラジオ放送の2波体制をテレビ放送でも実現することを目指した。

また、放送による教育の効用と実践を説く

西本三十二らの教育者や放送教育研究会全国連盟などの団体も、教育テレビ放送の実現を熱心に推進した。1957年3月には、衆参両議院の文教委員会で、「学校教育，社会教育の重要性とテレビ放送の教育利用の緊急性にかんがみ，速やかに全国的に教育テレビジョン網を確立すること」を要望する決議が採択された。一方，旺文社社長の赤尾好夫らは，商業放送による教育テレビ放送の実現の可能性を論じていた。

こうした動きや論調を増幅したのが，テレビ放送の娯楽偏重や番組の低俗化に対する批判であった。特に，1956年秋から57年にかけて起こった“一億総白痴化”は，テレビ番組に対する批判を一挙に高めた。これは，1956年11月に日本テレビが『何でもやりまショウ』という番組で，東京六大学野球の早慶戦の早稲田大学応援席に慶応大学を応援する出演者を入り込ませてつまみ出され，それがもとで六大学野球連盟からその後の早慶戦の中継を拒否されたことがきっかけであった。心理学者の宮城音弥は「あれは人間を痴呆化する番組」と評し，評論家の大宅壮一は「最近のマスコミは質より量が大事で，業者が最底辺をねらう結果，最高度に発達したテレビが最低級の文化を流す—マスコミの白痴化が著しい」と批判した⁴⁾。

こうした批判は，教育専門局の設置を促進するとともに，放送事業者に番組編集基準と番組審議機関の設置を義務付けた1959年の放送法改正の底流をなしていった。

第2節 第1次チャンネルプラン

教育専門局は，郵政省が1957年（昭和32年）に策定した「第1次チャンネルプラン」

表1 郵政省のテレビジョン放送用周波数割当

1952年12月	三大都市圏に周波数割当。 京浜地区 NHK1局・民放2局 京阪神地区・名古屋地区 NHK1局・民放1局。
1956年2月	「テレビジョン放送用周波数割当計画基本方針」決定。 三大都市圏に加えて札幌・仙台・広島・福岡地区にNHK1局・民放1局。
1957年	「基本方針の一部修正」決定。
5月21日	テレビジョン周波数を従来の6チャンネルから11チャンネルに拡大，教育・教養を重視した放送局の設置。
6月19日	「割当計画表」（第1次チャンネルプラン）決定。 京浜地区NHK2局・民放4局，京阪神地区NHK1局・民放3局，ほぼ各県でNHK1局・民放1局。
7月8日	東京教育テレビに教育専門局の予備免許交付。
9月17日	第1次チャンネルプラン修正。 京阪神地区 NHK1局・民放4局， 札幌地区 NHK1局・民放2局。新しく増えた京阪神2局・札幌1局は準教育局に。
10月15日	「基本方針の一部修正」修正，第1次チャンネルプラン再修正。京阪神地区のNHK1局を2局とし1チャンネルをNHK大阪教育テレビジョン局に割当。
同日	NHK東京教育テレビジョン局とNHK大阪教育テレビジョン局に教育専門局の予備免許交付。
10月22日	一斉予備免許交付（NHK7局・民放34局，田中角栄郵政相の“大量予備免許”）。

によって実現した。このチャンネルプランは，テレビ放送サービスの全国的拡大と教育・教養番組の重視を特徴としていた。

郵政省は，テレビ放送局の設置に関して，まず1952年12月に京浜・京阪神・名古屋地区の三大都市圏にテレビ放送用周波数の割当を決定した。これに基づき，東京では，翌1953年2月にNHK東京テレビジョン局，8月に日本テレビ放送網，1955年4月に既にラジオ放送を実施していたラジオ東京がテレビ放送（KRT，60年11月にTBSに改称）を開始した。また，1954年3月には大阪と名古屋でNHKテレビジョン局が開局した。

郵政省は，その後，1956年2月に「テレビジョン放送用周波数割当計画基本方針」を策定し，従来の三大都市圏に加えて札幌・仙台・広島・福岡地区でもテレビ局の開設を認めた。それから1年も経たない1956年12月，

郵政省は「基本方針」の修正などについて電波監理審議会に諮問し、その答申を得て、翌1957年1月に「基本方針の一部修正案」を発表した。そして、再び電波監理審議会への諮問と答申を経て、同年5月に「テレビ放送用周波数割当計画基本方針の一部修正」、6月に「テレビ放送用周波数割当計画表」を決定した。

このうち「基本方針の修正」は、第1にテレビ放送用のVHF波周波数を従来の6チャンネルから11チャンネルに増やしてテレビ放送局を全国に拡大すること、第2に教育・教養を重視した放送局の設置を考慮することのふたつを骨子としていた⁵⁾。「周波数割当計画表」はこの方針を具体的に周波数の割当てで示したもので、「第1次チャンネルプラン」と呼ばれた。

この決定がなされた直接的な原因としては、在日米軍がそれまで使用していた2チャンネル分の周波数が返還される見通しとなったことがあるが、先述したテレビ放送事業に対する旺盛な意欲と教育放送の実現を求める論調の高まりも、短期間で「基本方針」を修正する要因となった。

第1次チャンネルプランは、京浜地区にはNHK 2と民放4の計6局、京阪神地区にはNHK 1と民放3の計4局、名古屋・福岡地区にはNHK 1と民放2の計3局、その他の地区には原則としてNHK 1と民放1の計2局のテレビ局の設置を認めるものであった。また、京浜地区の2局と京阪神地区の1局は教育専門局とする趣旨が盛り込まれていた。

チャンネルプランによって、原則として各県でNHK 1局・民放1局の並存計画が示されると、各地で放送局免許をめぐる競争が激

化した。競争は、計画に示された局数をはるかに上回る申請が殺到した京浜地区と京阪神地区でとりわけ熾烈であった。

郵政省は、放送事業の監督官庁としてこれらの申請を調整する行政指導に乗り出した。京浜地区では新設される3局をめぐるNHKと民間15社の申請が競合したが、民間の申請が一本化され、1956年9月から11月にかけて後にフジテレビジョンと日本教育テレビ(NET)となる新会社が設立された。まず、既にラジオ放送を実施していたニッポン放送と文化放送の申請がひとつにまとまり、これに大手映画会社の松竹・東宝・大映の3社が個別に提出していた申請が合体して、1957年11月に株式会社富士テレビジョン(58年11月に株式会社フジテレビジョンに社名変更)が設立された。残る9社(大手映画会社の東映、出版社の旺文社、日本経済新聞系の日本短波放送など)の申請も曲折を経て最終的にひとつとなり、1957年9月に株式会社東京教育テレビ(57年10月に株式会社日本教育テレビに社名変更)が設立された。これらの調整を経て、郵政省は1957年7月に富士テレビジョンに総合番組局、東京教育テレビに教育専門局の予備免許を交付した。また、10月にはNHK東京教育テレビジョン局に教育専門局の予備免許を交付した。京浜地区では3局のうち2局までが教育専門局とされたのである。

一方、京阪神地区でも、新設される2局をめぐるNHKと9社の申請が競合したが、早い段階で民間の2社が申請を取り下げた。残った7社のうち京都放送・神戸放送・産業経済新聞社系の3社はひとつにまとまり、1957年7月に大関西テレビジョン放送株式会社(後の関西テレビ)が総合番組局としての

予備免許を受けた。しかし、残る1局をめぐる、4社（新日本放送、朝日放送、読売新聞社系の新大阪テレビ放送、日本テレビ放送網）の申請が競合し、これに関わっていた全国紙の新聞社が利害と面子をかけて互いに譲らず、收拾がつかなかった。

全国紙の新聞社の対立は、京阪神地区に加えて札幌地区でも起こり、郵政省の調整はこの両地区で不能に陥った。このため、郵政省は、第1次チャンネルプランの決定から僅か3ヵ月後の1957年9月にその修正に追い込まれた。そして、京阪神地区には第1次チャンネルプランで既に姫路地区に予定していた1局を取りやめてこれを回して合わせて5局、札幌地区も1局増やして合わせて3局とした。そして、新しく増えるチャンネルには教育20%以上・教養30%以上の番組編成を義務付けた準教育専門局に割り当てる方針を示した。この準教育専門局の開設には、既存の利益に翻弄されて「基本方針の修正」のひとつの骨子である放送サービスの量的拡大の枠に譲歩を迫られながらも、もうひとつの骨子の教育・教養番組を重視した放送局の設置を貫こうとする郵政省の姿勢がうかがえる。

しかし、郵政省は、結局、京阪神地区では新聞社の激しい攻勢に押し切られ、新設の2チャンネルを民間テレビ局に割り当てざるを得なくなり、当初予定していたNHK大阪教育テレビジョン局の周波数が失われてしまった。そこに在日米軍が使用していた1チャンネルの返還の見通しがつき、郵政省は10月に第1次チャンネルプランを再度修正して、京阪神地区のテレビ局をNHK2局・民放4局の6局に変更した。そして、同じ日にNHK大阪教育テレビジョン局に教育専門局の予備免

許を交付した。

このように、教育専門局の予備免許は、最初の東京教育テレビには1957年7月8日、次のNHK東京教育テレビジョン局とNHK大阪教育テレビジョン局には10月15日に交付された。また、京阪神地区と札幌地区における準教育専門局設置の方針は9月17日に示された。これらはいずれも次に述べる大量予備免許交付の直前になされた決定で、基本方針の修正のふたつの骨子のうち、「教育・教養放送を重視した放送局の設置」を先行して具体化するものであった。

第3節 田中角栄郵政相の大量予備免許

テレビ放送局免許の争奪戦に決着をつけたのが、1957年10月下旬の田中角栄郵政相の一斉予備免許交付であった。これは、基本方針の修正のうちの「放送サービスの量的拡大」を具体化するものであった。テレビ放送事業は既に“儲かる事業”と看做されていたため、事業者の決定には複雑な利害の調整が必要であった。そこに田中角栄の政治力が発揮されたのである。

田中は1957年7月に37歳の若さで初めて入閣し、第1次岸改造内閣の郵政相に就任した。そして、10月上旬には激しく争っていた地区の27社の代表を呼び、自ら作成した調停案を示しながら合同を勧め、新聞社と放送事業者間の持ち株制限や役員兼任の禁止など予備免許交付にあたっての条件を示した。そして、10月22日にNHK7局・民間放送局34社36局（うち2局は中継局）に予備免許を交付した。

これが“大量予備免許”と呼ばれる決定で、以下の諸点において日本の放送史にとって重要な意義を有するものであった。

第1は、この時予備免許の交付を受けたテレビ局のほとんどが1959年4月の皇太子ご成婚までに開局し、これによってテレビ放送サービスの全国的な拡大がほぼ達成され、現在の日本の放送の骨格が形成されたことである。テレビ放送局の数⁶⁾は1959年までにNHK40局（うち2局は教育テレビ局）・民放38局に達し、全国のほぼ各県でNHK1局・民放1局の体制が整った（表2参照）。

第2は、大量予備免許による開局と皇太子ご成婚の放送が契機となって、その後、テレビ放送の普及がほかに類例を見ないほど加速度的に進んだことである。これをNHKテレビ放送受信契約件数の推移で見ると、1959年度から年間100万件から300万件と驚異的に増え、1959年度の415万件（世帯普及率23.1%）が、1965年度には1,822万件（75.6%）にも達している。そして、この過程で、テレビ放送事業は急速に産業の形態を整え、1960年にはNHKと民放のテレビ事業収入が映像産業として先行した映画産業の興行収入を上回り、新興の産業として自立することになる⁷⁾。

第3は、郵政省が教育・教養番組を重視する放送局を設置する方針を堅持し、その結果、教育専門局と準教育専門局が制度化され、放送サービスの多様化が実現したことである。郵政省は、大量予備免許に際して、免許の条件として教育・教養番組の一定の編成比率を定め、3つの放送局の類型を示した。このうち、総合番組局には教育・教養30%以上、教育専門局には教育50%以上・教養30%以上、準教育専門局⁸⁾には教育20%・教養30%以上の編成を義務付けた。

第4は、この大量予備免許交付が放送サービスの量的拡大を基調とする日本の放送行政

表2 テレビジョン放送局の開局（累計）

年	NHK総合	教育	小計	民放	合計
1953	1		1	1	2
54	3		3		4
55	6		6	2	8
56	7		7	4	11
57	13		13	5	18
58	24		24	17	41
59	38	2	40	38	78
1960	41	9	50	43	93
61	42	13	55		98
62		34	76	46	122
63		39	81	47	128
64		41	83	48	131
65					
66		42	84		132
67					
68	44	43	87	52	139
69		45	89	71	160
1970				81	170

の特色のひとつを凝縮したかたちで示していることである。そして、その背後に、テレビ放送局の増加が放送産業だけでなく家電産業など他産業の振興に繋がり、ひいては日本の経済成長を促進するという考え方があったことである⁹⁾。

しかし、郵政省は大量予備免許に至る過程で、新聞社を中心とする抗争に押し切られ、たびたび方針を修正して現状の利益を優先してきた。それが結果的に当初のチャンネルプラン以上の放送局の増加を招き、放送行政を現状追認的で非抑制的にしたとも言える。しかし、教育専門局が放送サービスの量的拡大の過程で実現したことには、量的拡大によって現状の利益を優先する一方で理念としての多様性の受け入れを迫るという行政の計算が働いていたようにも思われる。なぜなら、教育専門局は総合番組局がほとんどを占めるなかでは稀有な存在で、大量予備免許という大枠のなかで、しかも低俗番組批判と教育放送重視の風潮の高まりを奇貨として、初めて実現したとも考えられるからである。

2 公共放送の教育専門局

第2章と第3章では、公共放送と商業放送の教育専門局が辿った軌跡について記す。この章では、まずNHK教育テレビジョン局の開局に至る経緯について述べる。

第1節 ラジオ2波による教育放送

NHK教育テレビジョン局が実現した要因のひとつとして、NHKのラジオ放送による教育放送の実績が挙げられる。NHKは教育専門局の免許申請にあたってこの実績を強調した。

1931年（昭和6年）4月、社団法人日本放送協会の東京中央放送局は、それまでのラジオ放送に加えて新たに第2放送を開始した。これには教育放送の実施が企図されていた。協会は、逓信省に提出した申請許可書に、第2放送の目的を「中學程度の一般教育および實業教育に必須の學科その他主として教育放送のため」と記していた。また、従来の一波での放送については、たとえば野球中継が定時の相場の放送で中断されたり、逆に野球中継が延びて相場の放送が遅れたりして、苦情が多かった。第2放送の実施によってそうした聴取者の不満を解消し、かつ番組選択の幅を拡大することが可能であった。

しかし、教育を主管する文部省が教育放送の監督権を主張し、一元的な放送行政を標榜する逓信省と対立した。このため、第2放送は学校教育の領域には踏み込まず、教育放送という言葉も避けて、“教養放送とスポーツ中継”を標語として出発した。そして、主に、成人教育・社会教育を目的とした『語學講座』

『普通學講座』『実學講座』などの講座番組と全国中等學校野球大会の中継（春の甲子園・夏の甲子園）を放送した。

第2放送は、2年後の1933年8月には大阪局と名古屋局が始め、実施する放送局は3局に増えた。しかし、戦前の第2放送はこの3局に限られ、1939年7月からカバレッジの差をもとに全国放送の第1放送と区別して都市放送と呼ばれた。そして、1941年12月の太平洋戦争開戦と同時に休止した。

協会は、その一方で、放送開始10周年を記念してラジオ第1放送で1935年（昭和10年）4月から全国向けの学校放送を始めた。児童・生徒が教室で放送を集団聴取する学校放送は、その1年半前の1933年9月に大阪放送局が第2放送の放送開始に伴ってローカル放送として始め、その効果が評価されていた。文部省は、学校放送は教科書に基づく教師による授業を基本とする学校教育の補助と位置づけ、学校教育を混乱させないことを条件に、学校放送の実施そのものには反対を唱えなかった。

学校放送は、各界の著名人が出演する講話、尋常小学校と高等小学校の学年別の番組、教師向けの番組の三つの種類の番組で構成され、最高で1週間に5時間40分に及んだ。そして、戦時下の1941年4月に国民学校令の制定によって「国民学校放送」と名前を変え、ラジオ体操、訓話（講話を改題）、学年別の番組は文部大臣の指定によって授業に使用することが正式に認められた。しかし、その内容は「戦線地理」「大東亜共栄圏講座」など戦争遂行目的が濃いものであった。

戦後、学校放送は、非軍事化と民主主義の促進を掲げるGHQ（連合国軍最高司令官総司

令部)の対日占領政策を広める役割を荷って再出発した。GHQは、1945年9月から12月までに、教育管理者の調査と追放、国家神道の廃止、修身・国史・地理の授業停止と教科書の回収などの指令を出し、ラジオ放送を利用してその広範な伝達と浸透を図った。GHQのCIE(民間情報教育局)が放送を指導し、CCD(民間検閲支隊)が検閲を実施した。

学校放送は、1945年10月にまず『教師の時間』、次いで12月に児童向け番組が復活した。1947年には教育基本法と学校教育法が制定され、4月から六・三・三・四制の新しい学校制度が施行された。また、3月に学習指導要領の一般編(試案)、12月までに各教科編(試案)が発表された。1950年6月には、放送による表現の自由を保障した放送法が施行され、社団法人日本放送協会は放送法に基づく特殊法人に改組された。

学校放送はGHQが主導したこれらの改革を受けて、教科書の従属物ではなく教育課程をより充実させる教材を志向して年々拡充された。また、1950年10月には1,300人余りの教師が参加して東京で第1回放送教育研究会全国大会が開催され、放送教育研究会全国連盟(1969年に全国放送教育研究会連盟に改組、全放連)が結成された。この組織は、1950年代から70年代にかけて年々規模が拡大し、NHKや文部省等と提携して、放送を利用した教育研究活動を活発に展開した。

NHKはまた、戦前は3局に止まっていたラジオ第2放送の放送局の置局を1946年から進め、1952年度には43局に達した。そして、翌1953年度からそれまで第1放送で放送していた学校放送番組をすべて第2放送に移行

した。義務教育向けには“教室番組”と呼ばれる「国語教室」「音楽教室」「英語教室」などの教科ごとの学年別の番組が決まった曜日の決まった時間帯に整然と編成され、放送時間は1週間で23時間30分にも達した。これによって継続的で体系的な聴取が可能になり、各地の放送教育研究会の活動と連動して学校放送の利用が一段と進んだ。こうしたラジオ放送による学校放送の拡充と体系化が完成を見たその年に、NHKはテレビジョン放送を開始したのである。

第2節 NHK教育テレビジョン局の開局

NHKは、1953年(昭和28年)2月1日にNHK東京テレビジョン局が開局すると、視聴覚教育の完成と学校放送の重視を重点目標のひとつとする編成方針を策定し、学校放送番組を月曜日から土曜日まで午後1時から15分間編成した。小学校は低学年・中学年・高学年、中学校は低学年と高学年に分けた番組と「土曜クラブ」を曜日別に放送した。1954年度には番組を20分に拡充し、中学校向け番組は学年共通とした。1955年度には放送時間帯を午前11時35分に移行した。しかし、ラジオ第2放送で実現した学年別の体系的な学校放送とは異なり、複数の学年向けの番組で同じ教科の番組は隔週の放送であった。また、1チャンネルでの放送であったため、大事件や国会中継などと時間が重なった時には放送が中止となり、学校教育に必要な継続的な学習に支障が生じた。

NHKは、1956年12月に郵政省がテレビジョン放送用周波数割当基本方針の修正案を電波監理審議会に諮問すると、翌年1月には郵政相と電波監理審議会の委員宛に「テレビジ

ョンによる第2放送用周波数確保に関する要望書」を提出した。要望書は、まずラジオ2波による放送の実績を強調した後、「テレビジョン放送においても、ラジオと同じ性格を持つ第2放送を開設し、真にテレビジョンを国民の生活文化財として役立たせたい」と記している。また、放送する内容は、テレビジョン第1放送は「一般家庭を対象とする健全明朗な番組」、第2放送は「教育放送および高度の教養番組その他特殊対象者向け番組」として、差異を強調している。そして、NHKが建設するテレビジョン放送の全国網によってのみ教育の機会均等が実現されると述べている。NHKはまた、電波監理審議会が開いた2月末の聴聞会でも、商業放送による教育放送実施の困難さを指摘し、放送による教育の機会均等の実現はNHKの全国放送網によって初めて可能になると主張した。

しかし、NHKに教育専門局の免許が果たして交付されるのか、不明であった。NHKにとっては既存の1チャンネルに加えてもう1チャンネルの要求であった。とはいえ、チャンネル数拡大のなかでしか教育放送局は実現しないのではないかと懸念された。

こうした懸念や切迫感は、NHKが要望書を提出した直後の1957年3月に刊行した小冊子『テレビジョンによる教育放送—第2放送計画について』に表れている。冊子は、まず近くテレビ放送用周波数が増やされるが、それでも「すべてのテレビジョン放送の申請者の要求を満たすことはできない…しかもこの周波数は一度免許してしまえば、将来それ以上に増加することや、免許の見直しは難しい」と述べ、「そうすると、この機会に教育テレビジョン放送のための周波数の割当を受けてお

かないかぎり、新しくテレビジョンによる教育放送を実施することは非常に困難で、テレビジョンの教育への利用の途は著しく狭められる」と記している。

第2テレビジョン局の開設については、NHK内部にも時期尚早論があった。1956年度当時はラジオ放送の普及がピークに差し掛かる時期で、ラジオ放送受信契約は1,397万件を数えたが、テレビ放送受信契約は42万件に過ぎず、テレビ放送事業の赤字をラジオ受信料収入で補っていた。また、テレビ放送を開始した翌年度の1953年度は、終戦直後を除いて初めて2億円余りの収支欠損に陥り、1954年度に赤字から脱したばかりであった。さらに、既に開局したテレビ放送局は8局に止まり、将来の全国置局やテレビ放送の充実のための経費は膨大になると予想されていた。

しかし、会長の永田清（1903～1957）が慎重論を抑えて教育テレビ局の開設を推進した。永田は、財政・経済学の権威で、慶応大学教授を経て日本ゴム社長や日新製糖会長を務め、1956年6月にNHK会長に任命された。そして、「学者の立場からも教育テレビはぜひやりたい。自分が先頭に立つ」と言って、強い決意でその実現に奔走した。

こうした経緯を経て、1957年10月15日、大量予備免許交付の1週間前に、NHK東京教育テレビジョン局と大阪教育テレビジョン局に予備免許が交付された。永田は、それからほどなく11月3日に死亡し、NHK教育テレビは“永田の遺産”と言われた。

NHKは、11月に「NHKテレビジョン放送計画」を策定し、「テレビジョンにおいても、ラジオと同じく、第1放送、教育放送二つの放送網を建設し、公共放送としての協会の特

色を十分発揮できるようにする。テレビジョン放送番組の編集にあたっては、第1放送は一般家庭を対象とする普遍的な番組、教育放送においては教育放送を放送する」と記した。また、翌1958年9月には「教育テレビジョン放送番組編成方針」を決定し、「教育の機会均等を実現し、国民全般の教育の発展に貢献するため、テレビジョンの機能を十二分に発揮する教育番組、教養番組ならびに報道番組を中心に編成する」と記して、学校向け・家庭向けの教育番組、青少年の知識・技能・情操を高めるための教育番組、職業技術の向上などに役立てるための社会教育番組など、5つの重点項目を示した。

そして、東京教育テレビジョン局は1959年(昭和34年)1月10日、大阪教育テレビジョン局は4月1日に放送を開始した。免許条件として、教育79%・教養14%の編成比率が義務付けられた。翌1960年1月には、旭川から佐世保まで27局に予備免許が交付され、1963年度までに39局が開局した。NHKは4年余りの短期間で教育テレビの全国放送網を完成したのである。また、その前の1960年8月には、総合テレビで放送されていた学校放送番組をすべて教育テレビに移した。NHKは、テレビ放送開始以来、職員の新規採用を増やし、職員数は1953年度末の8,390人が61年度末には1万3,220人を数えた¹⁰⁾。特に、教育テレビが始まった1959年度と翌1960年度の新規採用は大量であった。

NHK教育テレビジョン局が実現した要因は、何よりもラジオ放送における教育放送の実績と、放送法に定められた「あまねく日本全国において受信できるように」という目的を達成するためのNHKの全国放送網が教育

放送の効果的な実施に適していることに求められる。また、安定した財源を保証する受信料制度も要因となったのであろう。さらに、京浜地区にNHK1局・民放1局の教育専門局を開設してバランスをとるという郵政省の考慮も働いていると思われる。

3 商業放送の教育専門局

商業放送による教育放送の実施には、当初から難題が指摘されていた。第1は何よりも教育放送の採算性である。果たして教育番組にスポンサーが集まるのかどうか。また、教育番組にコマーシャルを挿入することが許されるのかどうか。第2に全国組織であるNHKとは異なり、民放はそれぞれが独立した企業体であるため、全国的な教育放送を実施するためには各地の民放局と連携しなければならない。第3に学校放送などの教育放送は利用を前提としているため、利用者を組織化する必要がある。NHKは、ラジオ放送で培ってきた放送教育研究会全国連盟との提携関係を活かして学校放送の利用の促進を図ってきたが、民放は当初から組織化のために働きかけなければならない。

こうした危惧や懸念、ひいては消極性は、日本民間放送連盟(民放連)¹¹⁾が1957年2月末に開かれた電波監理審議会の聴聞会に提出した意見書に表れている。この意見書は、民放連は教育専門局の設置について基本的に賛成の立場に立つと述べた後で、次のように記している。まず、第1に人的・経済的に恵まれている東京に教育専門局を1局設置し

て、民放各社が協力してこれに番組制作機関としての役割を果たさせることは適切である。第2に周波数事情や教育・教養番組制作の不便から東京以外の地域に教育専門局を設置することは必要ではない。第3にNHKはその存立形態と使命に鑑み教育放送を重視し早急かつ大幅に全国中継すべきである。教育放送においても、NHKと民間放送は使命とする分野を明確にして番組内容の多様性と総合性を保持すべきである。

この意見書には民間放送事業者の本音が覗いているようである。つまり、教育専門局はどうか採算性が取れると判断される東京だけに限り、その局に番組制作・供給センターの機能を持たせて各局が支援する。またNHKこそが全国放送網によって教育放送を実施すべきであるという意図である。換言すれば、民放の真意は日本テレビが実証した“儲かる”総合番組局の免許獲得にあり、収益性が危ぶまれる教育専門局はNHKにまかせて民放では東京の1局で終わりにしたいということではないだろうか。

こうした教育放送に対する消極性は、民間放送局ではその後も変わらず、それが商業放送の教育専門局を短命に終わらせた一因ではないかと思われる。

次節では、営利を目的とする商業放送局として誕生した教育専門局2局の軌跡を辿る。

第1節 日本教育テレビ (NET)

NETは、郵政省が利害の異なる複数のグループの免許申請を強引に一本化して免許を交付した教育専門局である。設立の経緯も複雑で、設立に参加したグループの意図も教育専門局の設置で一致していたわけではない。

表3 日本教育テレビ (NET) 略史

1957年7月	郵政省の行政指導で9社の申請を一本化。
7月8日	郵政省、東京教育テレビに教育局の予備免許交付。教育53%以上、教養30%以上の編成を義務化。
9月	株式会社東京教育テレビ設立。資本金12億円(東映系・旺文社系・日本経済新聞社系の3社がそれぞれ30%を出資)。
10月	株式会社日本教育テレビに社名変更。会長に東映社長大川博、社長に旺文社社長赤尾好夫。
1959年	日本教育テレビ、放送開始。
2月1日	午前10時から11時55分まで学校放送。夜の時間帯は娯楽番組を編成。
1960年	学校放送番組の製作費は3億1,000万円に対し、営業収入は9,300万円、年間2億1,700万円の損出。
1964年9月	臨時放送関係法制調査会、「教育専門局が営利を目的とすることと調和しないことは、すでに内外で実証済み…教育専門局は、営利を目的とせず、スポンサー制度以外に存立基盤を持つべき」と答申。
1973年11月	郵政省、教育20%以上・教養30%以上を条件に免許再交付。NET、総合番組局に移行。
1977年4月	全国朝日放送株式会社に社名変更、略称テレビ朝日。2003年10月 株式会社テレビ朝日に社名変更。

1) 複雑な設立の経緯

郵政省は、1957年5月と6月に決定したテレビ放送用周波数割当計画の基本方針の一部修正と第1次チャンネルプランで、京浜地区には民放2局の設置を認め、1局を総合番組局、1局を教育専門局とする方針を打ち出した。そして、免許申請が競合した15社をふたつのグループに分け、6月下旬を申請社の回答期限として一本化に乗り出した。

このうち、総合番組局のグループ6社の調整は比較的円滑に進み、ラジオ放送事業者のニッポン放送と文化放送が申請を一本化しこれに大手映画会社の松竹・東宝・大映などの個別の申請が加わって、1957年11月には株式会社富士テレビジョンが設立された。

しかし、残る9社の教育専門局のグループの調整は、申請者相互の利害が錯綜して難航した。免許を申請したのは、申請順に記すと、東京テレビジョン(代表者安井謙)、国際テレビ放送(大川博)、日本短波放送(小田嶋

定吉)、日本教育放送(赤尾好夫)、日活国際テレビ放送(堀久作)、富士テレビ放送(大蔵貢)、極東テレビ放送(小松良基)、太平洋テレビ(塩次秀雄)、国民テレビ(岡村二一)であった。これらは、東映を中心とする映画会社、日本経済新聞系の日本短波放送、それに教育出版社の旺文社¹²⁾などの3つのグループに大別され、テレビ放送事業の目的も放送の性格も異なっていた。

まず、国際テレビ・日活国際テレビ・富士テレビは、それぞれ大手映画会社の東映・日活・新東宝が中心になっており、極東テレビと太平洋テレビも映画産業と関係があった。大手映画会社は、テレビ放送が映画産業を脅かすとして敵視しテレビ番組の質の低さを蔑視する一方で、テレビ放送事業の将来性にも賭けるという矛盾する態度を示した。このなかで東映¹³⁾はテレビ放送事業への進出に積極的で、「おのおのの特性を活用して、映画とテレビ事業の一元的経営を企図した」¹⁴⁾。しかし、東映が構想したテレビ放送事業は映画の延長としてのテレビ放送であって、娯楽色の濃いものであった。

次の日本短波放送は1954年8月に開局したラジオ局で、東京・兜町に本拠を置く証券業界が短波を利用して全国に株式市況を放送する目的で発案し、日本経済新聞が中心となって設立された。そして、ラジオ放送からテレビ放送へ事業の拡大を図り、当時の低俗番組批判に応じて教育・教養番組など啓蒙色の濃い編成内容の免許を申請していた。

一方、旺文社社長の赤尾好夫を代表者とする日本教育放送は、教育の機会均等、教育の地域差の解消、青少年のマスコミの悪影響からの保護などを目的に掲げ、商業放送による

教育専門局の開設を目指していた。そして、放送番組を律するために番組審議会を設置するというユニークな構想を明らかにしていた。日本教育放送の発起人には、出版業界から日販や東販、小学館や講談社なども加わった。

9社の調整は二転三転した。まず東映系の国際テレビ放送と日本経済新聞系の日本短波放送が歩み寄り、その後、映画産業系の4社と日本短波放送と結託した東京テレビジョンがこれに加わった。しかし、日本教育放送は、教育専門局は事業目的や内容の“純一性”を保つ必要があると主張し、6月下旬を回答期限とした郵政省に質問書を出して不満を表明した。また、国民テレビも教育・教養放送を標榜して、容易に合流しなかった。郵政省は日本教育放送を根気強く説得し、当初の回答期限を過ぎた7月初めによく国民テレビも合体して「東京教育テレビ」という名称で一本化が実現した。そして、9月に、国際テレビ放送・日本短波放送・日本教育放送の3社がそれぞれ30%を出資して、資本金12億円で株式会社東京教育テレビが設立された。東京教育テレビは、翌10月に株式会社日本教育テレビに社名変更し、東映社長大川博を会長に、旺文社社長赤尾好夫を社長に選んだ。

こうした複雑な経緯を経て、NETは、1959年(昭和34年)2月1日、京浜地区では日本テレビ、ラジオ東京テレビに次いで三番目の民放テレビ局、日本で最初の民間放送の教育専門局として開局した。社員数は333人であった。免許条件として、教育53%以上・教養30%以上という過重な編成比率が義務付けられた。加えて、初期には、後発局の不利、複雑な誕生の経緯、利害の異なるグループの寄り合い世帯という負の遺産に悩まされること

になる。

2) 赤字の教育放送

NETの編成は、午前中に学校放送番組、午後の休止時間を挟んで夕方から娯楽色の強い番組を組む特異なものであった。この編成は、性格の異なるふたつの放送局がひとつのチャンネルを共有して放送時間帯を分割してそれぞれ放送を実施しているような感じを与える。また、収益性が期待できない学校放送番組で教育専門局としての義務を果たし娯楽番組で利益を上げて採算を取るといった商業放送の苦悩も感じられる。

NETの学校放送番組は、開局後の2ヵ月間は、1日55分・1週間6時間30分、13番組で編成された。教科番組は小学校低学年・中学年・高学年向けと中学校向けに分けられ、それぞれ20分間で、番組と番組の間に15分の『こどもニュース』を放送した。このほかに日曜日には家庭教育用に『母と子の広場』を放送した。そして、新学期が始まった1959年4月から学校放送を本格化し、午前10時から11時55分まで1日1時間50分・1週間11時間（全体の放送時間の14.8%）、26番組（うち再放送4番組）を編成した。番組は、幼稚園・保育所向け（3番組）、小学校低学年向け（5番組）・中学年向け（7番組）・高学年向け（9番組）に分けられ、そのほかにPTAと教師向けのそれぞれ1番組を放送した。また、5月からは土曜日を除いて午後1時から20分間の中学校全学年向けの番組の放送も加わり、1週間の放送時間は12時間40分（全体の放送時間の17.0%）・32番組（うち再放送3番組）となった。

NETの学校放送の特徴は、第1に先行した

NHKの学校放送番組を研究して新鮮味を出そうとしたこと、第2に開局前年の1958年10月の学習指導要領の改訂で盛り込まれ賛否の議論があった道徳教育の番組（小学校中・高学年向けの『わたしたちの道徳』『ひとすじの道』）を放送したこと、第3に水曜日の午後に学校の教室にカメラを持ち込んで実際の授業の様子を見せる『教室テレビ参観』を編成したことにある。

NETはまた、教育放送のネットワーク化も進めた。まず、準教育専門放送局の大阪の毎日放送（1959.3開局）と札幌の札幌テレビ放送（1959.4開局）が開局すると、この2局を通じてNETの学校放送番組を放送した。こうした放送局は9月には8局に増え、3年後の1962年1月には16局が加わって、民間放送教育協議会が正式に発足した。この教育放送のネットワーク組織は、教育放送の振興を目的に、学校放送番組の編成・企画、販売、会員社による共同製作の教育番組のネットワーク放送などについて協議するものであった。しかし、加盟局は1962年末の25局を最高に以後は減少した。

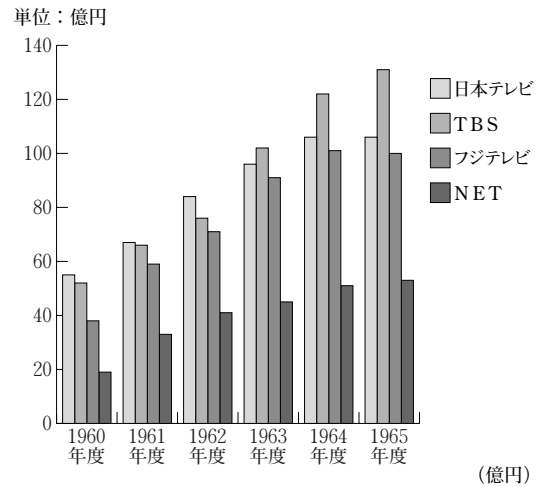
NETは、さらに、学校放送番組を利用する学校の組織化も進めた。開局当初には東京都内の小中学校44校に実験中心校を委嘱し、1960年4月には名称を協力校と改め、NETと学校放送のネットワークを組む放送局の地区にも協力校を広げ、その数は全国の小中学校200校余りとなった。

しかし、学校放送番組にはスポンサーが集まりにくく、加えて文部省は、学校放送番組の商業的挿入箇所、提供社名のスーパーインポーズの回数、番組のなかの商業的秒数などに制約を課した。このため、

1960年度には年間28番組の学校放送番組の製作費が3億1,000万円であったのに対して、営業収入は僅かに9,300万円で、差し引き2億1,700万円の欠損となった¹⁵⁾。学校放送番組のスポンサーをNETの社史に掲載された番組編成表¹⁶⁾で見ると、開局2ヵ月後の1959年4月には、理科番組を日立製作所、図科番組をサクラクレパスと日絆薬品工業、社会科番組を十条製紙、体育番組を日華ゴム、英語番組を文英堂、幼稚園・保育所向けの番組をフレーベル館が提供しているが、提供社名が記されていない番組が23番組中11番組もある。これが1961年4月になると、理科番組を日立製作所、道徳番組を久保田鉄工が提供している以外には提供社の記載がない。社史に掲載しなかっただけなのかも知れないが、少なくとも学校放送番組を長期間提供した企業が僅かだったことは事実で、1962年2月には日立製作所と久保田鉄工に対して、番組の長期提供に対して文部大臣が感謝状を授与しているほどである¹⁷⁾。

NETの経営の窮状は、学校放送番組だけでなく娯楽番組でも見られ、開局年の1959年7月のゴールデン・アワー（午後7時～10時）の視聴率は電通の調査で5%に低迷した。この状態は1960年代に入っても解消されず、NETとほぼ同時期に開局した総合番組局のフジテレビが先発局の日本テレビとTBSを追い上げていたのに対して、10%から12%台に止まった。これを反映して、NETの事業収入もフジテレビが1964年度には100億円を超え先発局に迫る勢いを示したのに対して、3局の半分以下で推移した（図1・表4参照）。

このためNETは、1950年代後半から大量に輸入されたアメリカ・テレビ映画と東映が製



	1960年度	1961年度	1962年度	1963年度	1964年度	1965年度
日本テレビ	55	67	84	96	106	106
TBS	52	66	76	102	122	131
フジテレビ	38	59	71	91	101	100
NET	19	33	41	45	51	53

図1・表4 在京民放テレビ局の事業収入

作した国産テレビ映画を視聴好適時間帯の軸に据えて、危機的な状況の改善を図った。期待に応えたのが、アメリカの1時間のテレビ映画『ローハイド』（1959.11～64.6放送）と『ララミー牧場』（1960.6～63.7）の放送であった。この成功をもとにNETは1961年度以降アメリカ・テレビ映画の放送を拡充し、その放送本数は4月第3週で1961年度に14本、1962年度に26本を数えた¹⁸⁾。そして、ようやく“外画のNET”という評価を得て、事業収支も徐々に改善した。

しかし、経営方針をめぐって、娯楽を優先する東映の大川博社長と教育を重視する旺文社の赤尾好夫社長との確執が絶えず、両者は互いに会長と社長の交代劇¹⁹⁾を繰り返して反目した。この路線の対立は、大川社長が本業の映画の建て直しのために辞任した1964年11月まで続いたという。

第2節 東京12チャンネル

東京12チャンネル（1981年10月にテレビ東京に社名変更）は、東京オリンピックが開催された年の1964年（昭和39年）4月、折からの高度経済成長に必要な若年技能労働者の養成という産業界の要請を背景に、科学技術教育専門局として開局した。京浜地区の5番目の民放テレビ局として出発したこの局は、性格も放送も特異で、その軌跡は波乱に満ちていた。

1) 経済界の要請で実現

東京12チャンネルの正式名称は、財団法人日本科学技術振興財団テレビ局であった。財団は1960年4月に設立され、1964年4月12日に同時に3つの事業を始めた。まず科学技術知識を広めるために科学技術館（東京・北の丸公園）を開館し、若年技術者育成のために技能連携通信制の科学技術学園工業高等学校（東京・成城）を開校し、第3の事業としてマス・メディアを通じて科学技術の普及を図るために東京12チャンネルを開局したのである。

東京12チャンネルの放送の中核をなす科学技術教育番組は、経済界が求める若手技術者の育成のための番組、工場などの職業訓練校で学ぶ生徒が高校卒業の資格を得るための番組と位置づけられた。このように東京12チャンネルの放送事業には経済界の意向が強く反映していたが、事業運営もまた経済界頼みだった。収入として、110社余りの企業で発足した日本科学技術テレビ協会の会員企業が拠出する年間13億円の寄付金と、商業放送局としての広告収入が二大収入として見込まれていた。

表5 東京12チャンネル 略史

1960年4月	財団法人日本科学技術振興財団設立。
1962年11月	郵政省、財団に科学技術教育局の予備免許交付。科学技術番組60%・一般教育番組15%を義務化。
1964年 4月12日	財団法人日本科学技術振興財団テレビ局（通称東京12チャンネル）放送開始。『通信制工業高校講座』を1日3回編成。収入は経済界からの年間13億円の寄付金と広告収入を見込む。 1964年度13億9,000万円、65年度累積で24億900万円の2年連続の赤字。
同日	科学技術館（東京・北の丸公園）開館、科学技術学園工業高等学校（東京・成城、広域制・独立校の通信制高校）開校。
1966年度	抜本的な再建築実施。商業放送の中止、『通信制工業高校講座』（『工業高校講座』に改題）以外の番組中止、放送時間1日5時間30分、社員200人の人員整理。収入は銀行融資と10社の拠出金。
1968年7月	株式会社東京12チャンネルプロダクション設立。 資本金10億円、企業20社と財団が出資。株式会社が放送番組の製作・営業を行い、財団は放送施設管理業務。
1969年11月	(株)東京12チャンネルプロダクション、10億円増資。うち6億円を日本経済新聞が出資し、経営を継承。
1973年11月	郵政省、(株)東京12チャンネルに教育20%以上・教養30%以上を条件に再免許交付。東京12チャンネル、総合番組局に移行。
1974年3月	『工業高校講座』放送終了。
1977年4月	科学技術学園工業高校、工業の2文字を除いて科学技術学園高校に校名変更。
1981年10月	株式会社テレビ東京に社名変更。

財団は、在日米軍が使用していたVHF波の12チャンネルが将来返還されることを見込んで、財団設立直後の1960年7月にテレビ放送局の免許申請を郵政省に提出した。郵政省は、1962年7月にテレビジョン放送用周波数割当計画表を修正し、科学技術教育を主とする教育専門局に12チャンネルを割り当てる方針を決定した。そして、12チャンネルが返還された直後の1962年11月に財団に予備免許を交付した²⁰⁾。免許条件として、科学技術番組60%、一般教育番組15%、教養・報道番組25%の編成が義務付けられた。

東京12チャンネルは、1964年4月12日、社員数348人で出発した。番組編成は、『通信

制工業高校講座』を午前10時台・午後5時台・午後11時台に再放送を含めて2時間30分放送し、午前から夕方にかけての時間帯は産業教育番組と科学番組、夜は教養・報道番組にあて、娯楽色の希薄なものであった。この編成は、教育・娯楽の時間別編成を採ったNETとは異なり、NHK教育テレビをモデルに純粋に教育・教養局を目指している印象を与える。

『通信制工業高校講座』は、数学・国語・英語の一般科目と機械・電気の専門科目のそれぞれ30分の講座であった。一般科目にはNHKが製作した「通信高校講座」の番組、専門科目には東京12チャンネルが製作した番組を放送した。これらの番組は、財団が設立した通信制の科学技術学園工業高校とこれと連携した企業内訓練施設（連携校）の生徒を主な対象としていた。企業内訓練所の訓練生は、当時全国で約2万人と推定されていた。

学園工業高校は機械科と電気科の課程を設置し、初年度の入学者数は2,024人であった。連携校は41を数え、なかには日立製作所や東芝のように工場内の職業訓練校が幾つも連携校となった企業もあった。また、協力校の制度も設け、初年度には関東地区の工業高校10校が協力校となった。学園工業高校は自校と連携校の生徒を対象に東京12チャンネルの番組視聴を採り入れて添削指導と面接指導を行い、協力校は東京12チャンネルの番組を授業に利用したのである。

2) 放送による通信教育

高等学校の通信制教育は、教育の民主化と機会均等を掲げる戦後の改革のなかで誕生した。1947年4月に施行された学校教育基本法

は、54条で高等学校における通信制課程の設置を認めた。この課程は、通信による教育、添削指導、面接授業（スクーリング）の3つを基本としている。当初は高校卒業の認定を受けるためには定時制課程との併修が義務付けられたが、1955年度に文部次官通達によって通信制課程だけでの卒業が認められた。翌1956年12月には、高等学校通信教育規定が改定され、卒業に要する修業年限は最低4年、教育課程は高等学校学習指導要領に準拠することが決められた。そして、1957年12月の高等学校学習指導要領一般編の改定で、放送聴取によって面接授業などの時間数が免除された。また、1961年4月に施行された学校教育法の改正では、通信制課程だけの独立校、校区が複数の都道府県単位にまたがる広域校、技能連携（定時制や通信制の生徒が企業内の訓練所や専門学校などで教育を受けた場合その教育を定時制や通信制の単位に認定する）が認められた。科学技術学園工業高校は、複数の都道府県にまたがる広域制の独立校で、放送利用による面接授業などの免除を利用して技能連携を図る唯一の高校であった。

3) 経営の苦境で株式会社化

東京12チャンネルは、1964年10月の東京オリンピック開催中は、『通信制工業高校講座』以外の番組をすべて中止してオリンピックの競技中継に割く大胆な編成を行った。この結果、低迷していた視聴率はゴールデン・アワーで従来の倍の5%台に達した。また、ほかの民放テレビ局にない『私の昭和史』（1964.4～73.3放送、司会三国一郎）などの番組も評価を得た。しかし、経営は、後発局の不利、財団という制約、科学技術教育専門

局という性格が影響して、初年度は13億9,000万円、2年度目は累積で24億900万円の赤字に陥った²¹⁾。その原因は、オリンピック後に景気が減退して企業が経費の削減に努めたため、二大収入源の番組提供収入（スポンサー収入）も日本科学技術テレビ協会の会員企業からの寄付金も見込額を大幅に下回ったことにあった。

東京12チャンネルは開局2年目で遭遇したこの深刻な経営危機を乗り切るため、1966年度に抜本的な再建策を実施した。再建策は、第1に科学技術教育専門放送局に撤して商業放送を一切行わない、第2に放送時間を従来の3分の1以下の1日5時間30分とする、第3に収入は銀行融資と有力企業10社からの拠出金に頼り月額1億円以内で事業を実施する、第4に社員の40%に相当する200人の人員整理を行うという内容であった。商業放送局であるにもかかわらず広告放送を行わず、『通信制工業高校講座』以外の番組をほとんど放送しないという異例な事態であった。

翌1967年度には、NHKと民放各社がドラマを提供して支援し、放送時間も1日8時間に回復した。それでも経営は改善せず、財団は経済界から再建のための寄付金を募る一方で、寄付金に頼る経営の限界を認識して、1968年7月には企業20社と財団が合わせて10億円を出資して、株式会社東京12チャンネルプロダクションを設立した。そして、財団が放送の実施と施設の管理、プロダクションが番組の製作・編成・営業を行うという財団と株式会社の分離を実施に移した。

プロダクションは、1969年11月の免許更新時に10億円を増資し、そのうちの6億円を日本経済新聞が出資して、経営を引き継いだ。

翌1970年度には初めて単年度の黒字を計上したが、次年度には再び赤字に転落するという脆弱さを露呈した。この慢性的な赤字体質が解消されるには、1973年11月の免許再交付時に技術教育専門局から一般の総合番組局に移行するまで待たなければならなかった。その直前の1973年10月、プロダクションは社名を変更して株式会社東京12チャンネルとなり、免許は財団ではなく株式会社東京12チャンネルに交付された。こうして財団法人が科学技術教育専門局を運営する時代は10年弱で終了した。

『通信制工業高校講座』は、東京12チャンネルがこの番組だけを放送した1966年度に、対象を一般の工業高校生にまで拡大して題名を『工業高校講座』と変え、放送時間数も1日3時間に増えた。しかし、そのうち2時間は再放送や再々放送で、科目も英語などの一般科目はなくなり製図や電気理論などの専門科目だけとなった。そして、1968年度には、一向に改善されない経営状況を反映して、放送時間を1時間30分に半減した。こうした放送時間数や科目数の減少と視聴対象者の拡大は、放送による通信制教育の実効性を低下させ、放送番組を教材に使用する工業高校の減少を招いた要因になったと推測される。『工業高校講座』の放送はその後も続いたが、1973年11月に東京12チャンネルが総合番組局に移行すると、その年度末の1974年3月で放送を終了した。そのなかでも、工業高校の生徒が出演するホーム・ルーム番組『君も考える』は、ディレクターらの熱意で1977年3月まで続いた。

一方、財団が設立した通信制の科学技術学園工業高校は、東京12チャンネルの電波の到

達範囲が関東地方に限られていたため、1965年4月に大阪分室、70年4月に名古屋分室を開設して関東以外にも教育実施地域を拡大した。入学者数は1969年度に4,597人とそれまでの最高を記録したが、それ以後は2,000人から3,000人台で推移した。その後、『工業高校講座』の放送が終了した1年後の1975年4月には、通信制課程の機械科と電気科に加えて普通科を設置した。そして、1977年4月には学校名から工業の2文字を除いて、科学技術学園高校に変更した。現在では、普通科の在籍者が機械科と電気科の在籍者をはるかに上回っている。

科学技術教育専門局としての東京12チャンネルの10年間の軌跡は、極めて異例である。その歴史は、第1に財団として経済界に支援を仰ぐ経営の不安定さ、第2に商業放送の後発局としての営業基盤の弱さ、第3に科学技術教育という分野に特化した放送事業の困難さ、第4に放送による通信制教育を実施するための放送番組の拡充や利用校の組織化など条件整備の未熟さを浮き彫りにしている。

4 臨放調答申と総合番組局への移行

商業放送の教育専門局、NETと東京12チャンネルの2局が教育専門局から総合番組局に移行するきっかけとなったのは、臨時放送関係法制調査会（臨放調と略）が1964年9月に郵政相に提出した答申であった。臨放調設置時には東京12チャンネルはまだ開局していなかったが、その答申には商業放送の教育専門局の主張が明快に表れている。

第1節 NETの主張に沿った答申

臨時放送関係法制調査会は、電波管理行政に関する行政管理庁の勧告を受けて、郵政省が1962年9月に大臣の諮問機関として設置した。会長には共同通信社顧問の松方三郎、委員には各界から14人が任命され、放送関係法制を抜本的に再検討する必要があるとして、現行の放送法の改正案が諮問された。行政管理庁の勧告は、放送法の不備を指摘し、民間放送に関する規定が数カ条にすぎないこと、NHKと民間放送相互の関係や分担等に触れていないこと、電波法も電波の物理的規制に重点が置かれ放送事業の社会的機能に十分配慮していないことなどに言及していた。

1950年6月に施行された放送法は、1959年4月施行の改正で番組調和原則や番組基準と番組審議機関の設置の義務化などの規定が盛り込まれたが、基本的な考え方や構成には変化がなかった。しかし、放送の状況は、1960年代に入ってテレビ放送がさらに普及して短期間で著しく変化していた。NHKのテレビ放送受信契約は1961年度に1,000万件を超え、NHKと民間放送を合わせたテレビ放送局は1962年には122局を数えた。郵政省は1961年4月に第2次チャンネルプランと呼ばれる「テレビ放送用周波数の第2次割当計画表」を決定し、従来のVHF波に加えてUHF波による置局を認め、多局化に拍車をかけた。増加した民間テレビ放送局は、1960年以降の機械式視聴率調査の導入が誘因となって視聴率競争に走り、娯楽重視の番組編成が一般化していた。そして、総合番組局の免許条件とされた教育・教養30%以上の編成比率の維持が困難となり、放送番組の低俗化に対する批

判が根強く続いていた。さらに1960年9月から、NHKや日本テレビなど8局がカラー放送を開始していた。

臨放調は、2年間にわたって、NHKと民放をはじめ、新聞・広告業の代表者、学識経験者、放送教育の関係者や婦人・青年団体などから意見を聴取したほか、7つの都市で聴聞会を開催した。そして、1964年9月に徳安実蔵郵政相に答申書を提出した。

答申は、放送の規律と電波の計画的使用、放送の体制、免許制度、NHK、民間放送事業者、放送番組の適正化など13章に分かれ、次の4点を骨子としていた。

第1に放送行政に関する委員会を設置し、郵政相が放送局免許などの基本事項について委員会の議決に基づいて決定する。

第2に全国的な公共事業体のNHKと地域社会との密着性を使命とする民間放送との2本立て体制を維持する。

第3に放送番組の適正化のために放送事業者の自発的努力を促す。

第4に受信料はNHKの維持運営のための特殊な負担金で、その負担は法律で支払い義務として規定するのが簡明でよいというものであった。

答申は、そのなかの第9章を教育放送にあて、教育専門局と準教育専門局について、以下のように記している。

「教育放送を主目的とするテレビジョンの放送事業（教育専門局）が営利を目的とすることと調和しないことは、すでに内外において実証済みであり、関係者の見解もほぼ一致しているといえよう。営利法人たる教育専門局は、適当な時期にこれを廃止すべきである。

教育専門局は、営利を目的とせず、スポンサー制度以外に存立基盤をもつ者であるべき旨を法律で明記するとともに、その健全な発達について配慮する必要がある。なお、これに伴い、いわゆる準教育局の制度、すなわち、教育番組や教養番組の比率が一般の場合よりも一定程度多いことを条件として免許される行政上の制度も、廃止すべきである」²²⁾

答申は、このように商業放送の教育専門局と準教育専門局の廃止を明快に提言している。こうした断定的な記述がどのような経緯を経て書き込まれたのか、それを確認する証言や文書は乏しいが、傍証はある。

まず、NETのなかでは、開局後数年を経ずして、「免許条件に定められた教育番組53%以上の厳格な基準に沿って、放送を継続することは不可能であるという意見も社内の一部に台頭し始めていた」²³⁾。また、1962年4月4日には、衆議院通信委員会で「一般放送事業については、現在の教育専門局、準教育局、総合番組局の区別を廃し、教育および教養番組にそれぞれ少なくとも全放送時間の20%および30%を充てるよう規制すべきである」という決議が行われている。さらにNETは、1963年6月21日に臨放調の松方三郎会長に宛てて以下のような要望書を提出している。

「株式会社組織の教育専門局の運営は現実的にきわめて困難であり、民放の教育専門局、準教育局、総合番組局の区別は廃止すべきであると考えます。教育専門局は、NHKその他特別の場合に限られると思います。(理由)①略②通常の株式会社組織の民放においては、教育番組の量には経営的限度があります。当

社の過去4年間における経験によれば、その限界は教育番組20%・教養番組30%程度であり、またそれが厳密な意味での現状であります。③略④昭和32年当社の予備免許時に比較して、当時の教育専門局設立の第1の目的であった『民放全体のレベル向上』は、教育専門局1局のみでは目的を達成することが困難で、放送界全体で番組の向上をはかることが必要と思います²⁴⁾

要望書はまた、学校放送番組をスポンサーがつかずに放送した場合には年間数億円の赤字が出ることを具体的な製作費をもとに説明している。

要望書で注目されるのは、第1に商業放送の教育専門局でも教育20%・教養30%の編成が限度であると率直に言明していること、第2に放送番組の質的向上は教育専門局だけでは達成されず放送界全体の努力が必要と主張していることである。また、NETの要望書と臨放調の答申が同様な趣旨であることから、臨放調は恐らく民放テレビ局で唯一の教育専門局のNETの意見を聴取してその主張に沿って答申を作成したものと推測される。

臨放調の答申に盛り込まれた3種類の放送局の廃止のうち、準教育局の廃止は1967年11月の免許再交付時に実現した。しかし、教育専門局が廃止されるには、答申が出されてからさらに9年余りが必要であった。

第2節 総合番組局への移行

臨放調の答申を受けた郵政省は、1966年3月に放送法と電波法の改正案を国会に提出した。このうち放送法の改正案には、答申にあった放送委員会の設置は見送られたが、国内

放送におけるNHKと民放の並存体制の明記、NHK受信料の義務化、民間放送事業の“事業免許制”（放送の種類ごとに郵政相が免許を交付）やマス・メディアの集中排除などの規定が盛り込まれていた。また、教育放送などについて、次のように規定されていた。第1に放送法の目的に「放送の持つ教育的機能を通じて、教育の目的の実現と教養の向上に資すること」を加えること、第2に世論を番組に反映するためNHKと民間放送が共同で世論調査委員会を設けること、第3に国内番組の編集準則に人命・人権の尊重、暴力の否定、青少年の健全育成を表す文言を加えること。

NHKは改正案をおおむね支持し、民放連は事業免許制は監督規制の強化に繋がり世論調査委員会の設置は言論統制の危険があるとして反対した。国会では当初社会党が反対したが、会期末には共同修正案が自民党と社会党の間でまとまった。しかし、6月下旬の会期末の国会は国際労働機関関連法案の処理をめぐって紛糾し、審議が1週間中断して、放送法・電波法の改正案は審議未了のまま廃案となった。

ここに至る間にも、郵政省は放送番組の質的向上を繰り返し求め続けた。総合番組局の民放テレビ局の再免許交付にあたっては、「なお一段と放送番組の質的向上、特に教育、教養番組の充実²⁵⁾」を求め、あるいは再免許申請書に記載された教育10%以上・教養20%以上の実施と番組内容の質的向上を要望した。特に、1962年11月のNETの再免許交付に際しては、郵政省は従来の免許条件の教育53%・教養30%の編成比率を若干緩和して教育50%・教養30%としたが、次のような文書を

送付した。

「貴テレビ局は、『もっぱら教育的効果を目的とする放送局』として再免許をあたえたものであるが、従前の実績をみるに、教育番組および教養番組の編集において再考すべき余地が多々あるものと認められるので、今後におけるこれらの番組の編集および放送において、その内容、分量および配列が、教育、教養番組の放送の実施に支障を与えず、かつ、これらの放送の効果を阻害しないように注意を払われたい」²⁶⁾

郵政省はまた、放送法改正案が廃案に終わった後の1967年11月、テレビ放送局の免許更新で準教育局を廃止する一方で、総合番組局には免許条件として教育・教養30%以上の編成義務を堅持した。これに対して、民放テレビ局は、NHKにも画策して、1968年3月、放送事業者に教育・教養番組を安価に供給するために、財団法人放送番組センター²⁷⁾を共同で設立した。

その設立趣意書は、「教育・教養番組は、スポンサー制度に基礎をおく放送事業においては、採算性に乏しく…こうした番組を制作する非営利的な共同機関を設立して、制作した番組を全国的に配給することが考えられる」と記している。放送番組センターの設立は、免許条件の編成比率の遵守をとおして放送番組の質的向上を求める郵政省に対して、民間放送局が個々に対応するのではなく、一体となってNHKも巻き込んで採った迂回策とも受け止められる。そこには教育・教養番組の放送という制約を可能な限り軽減し収益性のある娯楽路線を採りたいという商業放送

の本音が覗いているようである。

そして、1973年11月1日、郵政省は民放テレビ局の教育専門局を最終的に廃止した。この時の再免許交付に際して、郵政省は、NETと東京12チャンネルには、ほかの総合番組局より高い教育20%以上・教養30%以上の編成比率を条件に、総合番組局の免許を交付した。これによって商業放送の教育専門局は消滅し、公共放送と商業放送の両方で教育専門局が並存する体制は15年弱で終わった。翌1974年度には、NETはそれまで学校放送番組が放送されていた時間帯に主婦向けのドラマや『奥さまあなたの11時』などを編成し、東京12チャンネルはそれまでの工業高校講座の放送時間帯に『奥さま洋画アワー』などを組み、ともに教育色を払拭した。

1964年9月に臨放調が答申で民間放送の教育専門局の廃止をうたってから9年余。この期間の長さには、1962年5月の「基本方針の一部修正」に定められた教育・教養番組の重視あるいは放送サービスの多様性の確保という郵政省の放送行政の理念と、採算性を追求するあまり娯楽偏重になりがちな商業放送に対する郵政省の度重なる警告が込められているように思える。

5 NHK教育テレビの変化

それでは、公共放送の教育専門局であるNHK教育テレビはこの50年間にどのように変化したのであろうか。この章では、NHKが毎年度策定する「国内放送番組編集の基本計画」（「番組編集基本計画」と略）、それに「NHKテレビジョン放送番組時刻表」に記載された定時番組の分野別の編成比率をもとに、編成と波の性格の変化を探ることにする。なお、番組編成比率については、編成の変化をより詳しく調べるために、NHKが毎年度主務官庁に報告している編成比率を算定するための「放送番組の部門別分類」²⁸⁾をさらに細分化した分類を用いた（文末の表6参照）。

第1節 番組編成の3つの変化

NHK教育テレビの編成の最大の特徴は、総合番組局が幅広い視聴者層を対象にした番組を編成しているのとは異なり、視聴者を特定した“特定対象者向け番組”あるいはテーマを限定した“専門番組”をそれぞれの視聴好適時間帯に編成していることである。従って、編成の変化は、主要な視聴者をどのような集団や年齢層に設定するか、換言すれば視聴者層のプライオリティを反映したものとなっている。

図2は、教育テレビの50年間の波の変化を示している²⁹⁾。この図を見ると、学校教育番組（学校放送番組、通信教育番組など）、生涯学習番組（語学番組、趣味・実用番組など）、子ども・青少年・若者番組が三大要素を成していることがわかる。そして、教育テレビの波の性格は、この3つの番組群の関係によ

って規定され、教育テレビの根幹をなす学校教育番組の比率を要因として、2つの年度で転換を遂げている。

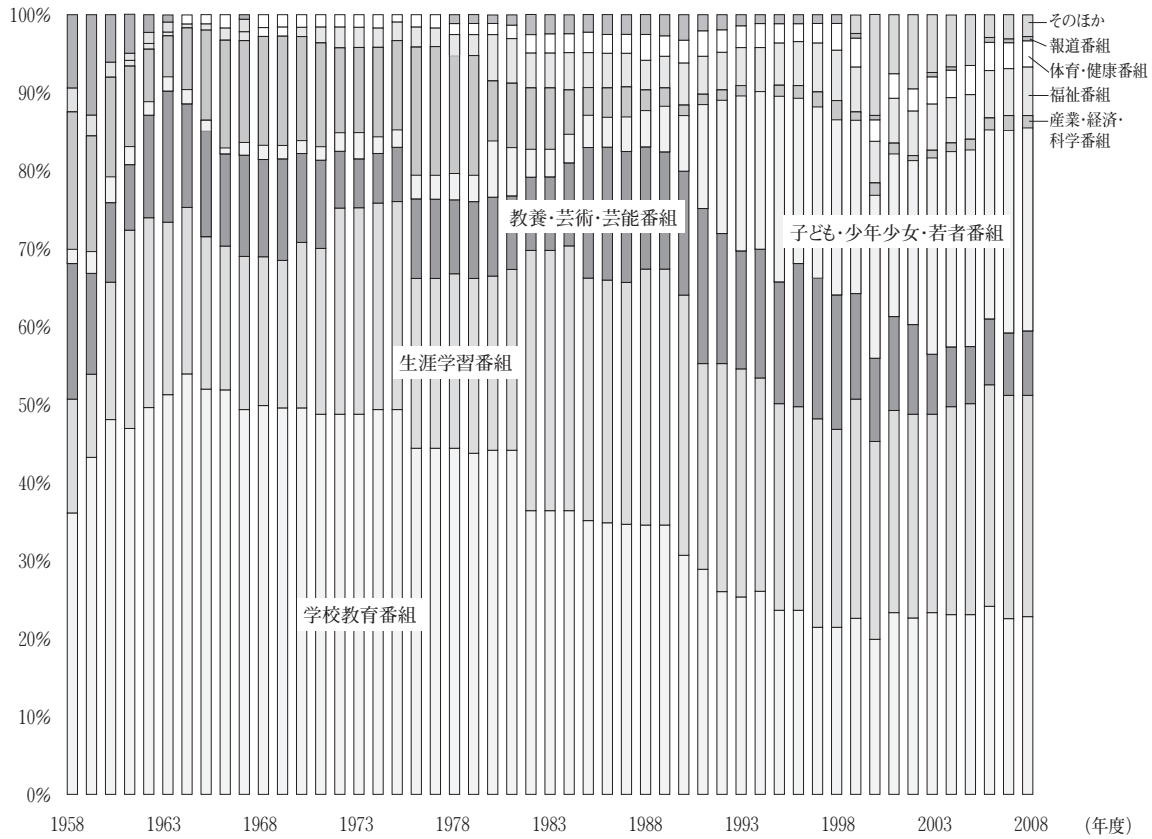
第1の転換点は1982年度に現れている。この年度を境に、それまで50%内外の比率を保ってきた学校教育番組の比率が減少し、代わって生涯学習番組の比率がそれに匹敵するほどに増加している。

第2の転換点は1990年度である。この年度以降、子ども・青少年・若者番組が目立って増加し、学校教育番組、生涯学習番組とともに最も比率の高い番組に成長してゆく。

この傾向と後述する「番組編集基本計画」から、教育テレビの波の性格は、1958年度から1981年度までが学校教育波、1982年度から1989年度までが生涯学習波、1990年度以降がそれらに子ども・青少年・若者番組が加わった“混合波”へと変化してきたと理解される。

こうした変化をもたらした要因として、NHKの内部的要因と外部的要因が考えられる。このうち内部的要因としては、NHKの経営の状況と編成方針、それに総合テレビや衛星放送などNHKが実施している複数の放送の間の差異化を図る“複数波編成”が挙げられる。また、外部的要因としては、編成比率の遵守などNHK教育テレビに課せられた制度的条件、国の教育政策や放送政策、教育の普及状況など放送を取り巻く外的状況、それに視聴者の状況がある。このうち視聴者の状況は、教育テレビの番組は学校放送番組や福祉番組などのように視聴者を特定して利用や視聴を前提に放送される番組がほとんどを占めているため、番組の利用形態や利用状況が編成に直接的な影響を与えるのである。

図2 NHK教育テレビの番組編成比率（1週間、4月）



こうした要因以外にも、ほかの放送事業者との競争、具体的にはNETや東京12チャンネル、放送大学の放送との競合が挙げられるが、これは間接的には影響したであろうが、その影響の程度は上記の要因ほどではなかったように思われる。

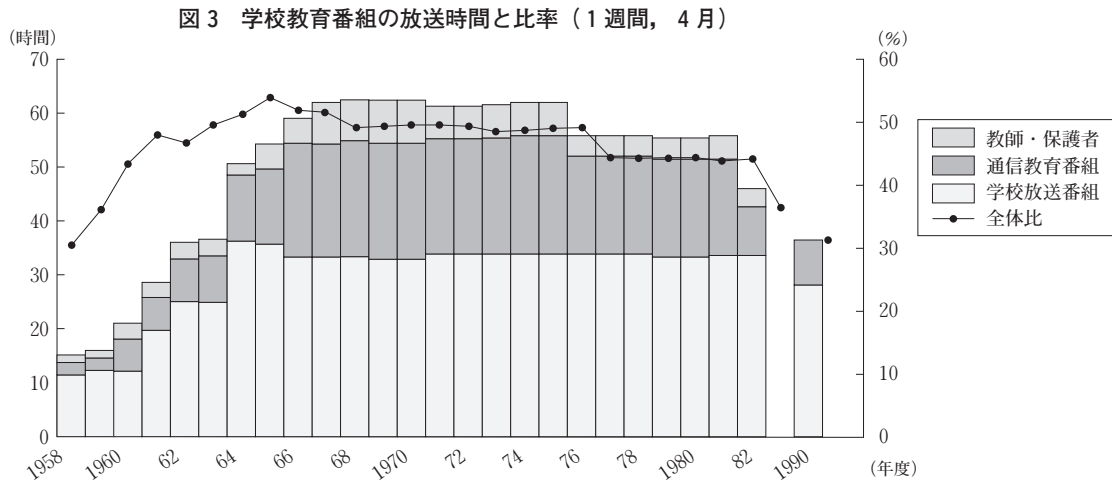
次に、NHK教育テレビの番組編成の変化を3つの時代に区分して詳しく見てみよう。

第2節 学校教育波の確立

この時期は、NHK教育テレビの放送開始年度の1958年度（昭和33年度）から1981年度（昭和56年度）まで20年を超える時期で、1974年度を境に前期と後期に分けられる。前期

は、教育テレビの放送サービスの全国的拡大と学校教育番組の量的拡大によって、NHK教育テレビが学校教育波としての性格を確立し、当初の目的とした放送による“教育の機会均等”を達成する時期と考えられる。一方、後期は、学校教育番組の内容が変質し、教育テレビが学校教育波から次第に生涯学習波へと移行する時期と捉えられる。

教育テレビは、4つの番組群、すなわち学校教育番組（1958年度の1週間の放送時間全体に占める割合は36.2%）、生涯学習番組（14.4%）、教養・芸術番組（17.6%）、産業・経済・科学番組（17.6%）を中核として出発した。前期には、そのなかで学校教育番組が



優先的に拡充され、体系的な整備が進められた。前期はまた、教育テレビの放送サービスの量的拡大期にあっている。教育テレビの1日平均の放送時間は、初年度の1958年度が4時間28分であったが、8年後の1966年度には18時間に及び、2000年代に入るまでほとんど同じ水準で推移している。また、教育テレビの放送局の数も1964年には41局を数え、ほぼ全国をカバーするに至る。

学校教育番組は、学校放送番組・通信教育番組・教師と保護者向けの番組の3つに大別され、このうち学校放送番組と通信教育番組がほとんどを占めている。これらの1週間の放送時間の合計と全体に占める割合を見ると、まず、学校教育番組は、初年度の1958年度は11時間20分（放送時間全体の36.2%）であったが、急速に増加して、放送時間数では1968年度から1970年度まで62時間30分、全体の放送時間に占める割合では1965年度に54%と最高を記録する。

その内訳は、学校放送番組が最も多く、1958年度から1964年度にかけて急増し、1964年度に1週間で36時間20分（放送時間全体

の38.7%）と最高を記録する。1964年度に編成された学校放送番組を見ると、幼稚園・保育所向けが6番組、小学校・中学校向けの「〇年〇教室」と題された学年別の理科・社会科・英語の“教室番組”と複数の学年を対象にした音楽や道徳などが合わせて33番組、高校向けの実力養成シリーズや理科・家庭科・芸術などが7番組、聴覚障害の児童向けの『テレビろう学校』（1961.4～81.3）と障害を持つ児童向けの『テレビ特殊学校』（1964.4～73.3）で構成されている。番組の放送時間帯は、授業に利用しやすいように、幼稚園・保育所向けと小学校向けの番組は午前9時から午後0時まで、中学校と高校向けの番組は午後1時台以降に編成されている。番組の内容時間もまた、幼稚園・保育所向けから中学校向けが20分、高校向けが30分である³⁰⁾。

一方、通信教育番組は、1960年度から高校向けの番組が始まり、1963年（昭和38年）4月の日本放送協会学園（NHK学園，東京・国立）の開校を機に学科別の「通信高校講座」番組が一挙に拡充された。そして、3年後の1966年度には1週間の放送時間が17時間30

分（放送時間全体の15.3%）にも達した。NHK学園は、1961年4月の学校教育法の改正で通信制課程だけの独立校や校区が複数の都道府県単位にまたがる広域校が認められたのを機に、NHKが出捐して設立した放送を利用した通信制の高校であった。

これに加えて、1965年度からは大学通信制課程の学生を対象に「大学通信講座」（1966年度から「大学講座」と改題、1965.4～1982.3）が始まった。そして、「通信高校講座」と「大学通信講座」を合わせた通信教育番組の1週間の放送時間は、1968年度には最高の20時間30分（放送時間全体の17.1%）に達した。

このほかに、教師と保護者向けに『教師の時間』（1959.1～85.3）、『母親から教師から』（1959.1～65.3）、『こどもの心』（1959.1～61.3）、『おかあさんの勉強室』（1965.4～90.3）などが放送され、放送時間も1967年度以降約8時間に増加した。

このように、教育テレビは1960年代半ばころまでに学校教育波としての性格を堅固にした。その主要な要因として、次の3つが挙げられる。まず第1は、折からの高度経済成長を背景に高まった高等教育と技能教育の需要の高まりとそれに対応した文部省の教育政策、第2は学校教育番組の拡充とNHK学園の創設に象徴される“放送を通じた教育の機会均等”を推進するNHKの経営、第3は教育テレビの放送の利用促進を図る放送教育研究会全国連盟（1950年設立、69年に全国放送教育研究会連盟に改組、全放連）を中心とした活発な教育活動である。

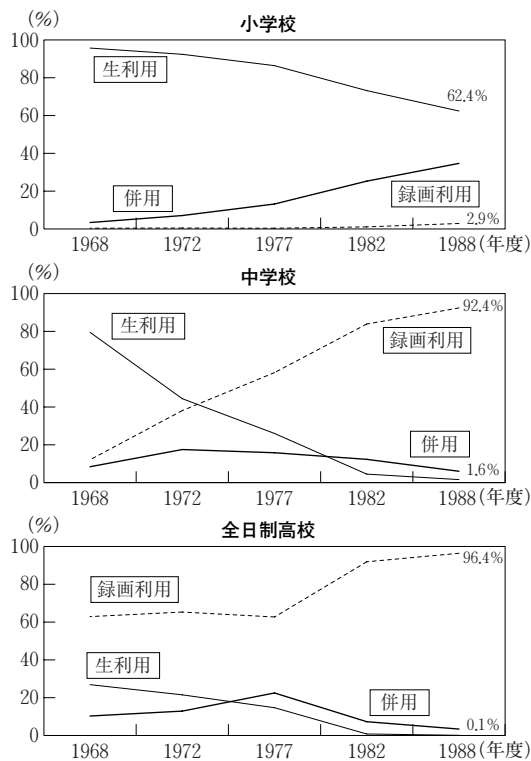
こうした傾向に変化が生じるのは、1976年度からである。変化は、学校教育番組の放送時間数よりも番組そのものの変化となって現

れた。学校教育番組の1週間の放送時間は56時間前後（放送時間全体の44%強）と依然高い水準を保っていたが、学校放送番組では1980年度から中学校・高校向けの基礎的な教科以外の美術・技術・体育などの「特別シリーズ」が新設され、従来の30分を単位とする番組を20分に短縮して年間20本制作する「20分化・20本化」が始まった。これは限られた放送時間のなかでより多くの教科の番組を効率的に放送することを目的としていたが、実際には中学校・高校における番組の録画利用の増加が原因であった。学校にVTRが配備されるにつれ、放送時間に合わせて“そのまま丸ごと”放送を視聴する利用形態が減少し、代わって録画利用が増加した。たとえば中学校では、生放送の利用は1968年度に79.5%だったが、1977年度には26.0%と激減し、逆に録画利用は1968年度の12.1%が1977年度に58.2%に顕著に増えた³¹⁾（図4参照）。

また、通信講座番組では「大学講座」（1966.4～82.3）の内容が、1978年度から従来の学科から「政治を見る目」や「杜甫詩抄」などのように生涯学習的なテーマに変化した。この番組は当初は大学通信教育協会に加盟していた私立大学の通信制学生を対象にしていたが、大学通信教育協会と出演者の選定や対象科目をめぐる意見が対立し、1977年度にこの番組の視聴を単位取得の対象としていた通信制大学が消滅した。このため、番組は対象を大学生や一般人に拡大して生涯学習番組への転換を図ったのである。

こうした学校教育番組の変化をもたらした主要な要因としては、高校進学率の上昇に見られる高等教育の浸透と前述したVTRの普及による学校放送の利用形態の変化が挙げられる

図4 学校放送の利用形態



が、NHKの経営状況とそれを反映した“複数波編成”も影響している。

NHKの財政は、経営を支えるテレビ放送受信契約が1970年代以降伸び悩み、1976年度、1980年度、1984年度と4年おきに受信料を改定せざるを得なくなった。この受信料改定に伴い、NHKは総合テレビとともに教育テレビの番組編集基本計画も大幅に改定した。教育テレビの番組編集基本計画は、1975年度から1977年度までの3年間、「総合・教育テレビジョン2波の有効利用」を掲げた。そして、1975年度から従来総合テレビだけで放送されていた『全国高校野球選手権大会』と『選抜高校野球大会』（夏の甲子園、春の甲子園）の中継を教育テレビでも放送し、翌1976年度から『きょうの料理』と『婦人百科』を教育テレビで再放送し、『おかあさんの勉強室』

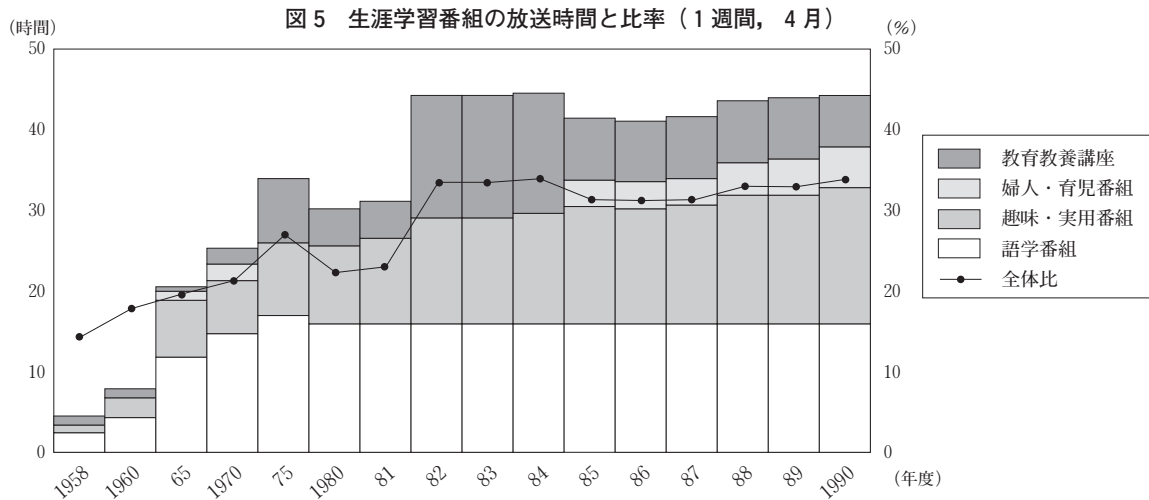
を教育テレビで本放送、総合テレビで再放送した。こうした編成は基本的には苦境に陥ったNHKの経営状況を反映しているが、そこには複数波編成の萌芽も見られる。

第3節 生涯学習波への転換

この時期は1982年度（昭和57年度）から1989年度（平成元年度）までの比較的短い時期で、2つの特徴を持っている。第1は教育テレビの学校教育波から生涯学習波への転換が急速に進んだこと、第2はその一方で学校教育番組を構成する学校放送番組と通信教育番組が刷新されることである。

この時期には、国の教育政策が学校教育体系から生涯学習体系へ大きく転換した。まず、1981年には文部省の中央教育審議会が「生涯教育について」と題する答申を文部相に提出した。また、1984年から1987年にかけて首相の諮問機関として臨時教育審議会（臨教審）が設置され、「学校教育体系から生涯学習体系への教育体系の移行」を掲げて、4次にわたる答申を当時の中曽根康弘首相に提出した。これを受けて、1989年に文部省は社会教育局を生涯学習局に改組した。こうした流れをもたらしたのは、技術革新・情報化・国際化に対応する継続的な学習の必要性、自由時間や女性の就業機会の増加に伴う学習需要の高まり、人口の高齢化などを背景とする多様な生き方や自己表現の追求などであった。

NHKは、このような状況に対応して、1982年度の番組編集基本計画で教育テレビに関して「生涯教育に資する教育・教養番組、学校放送番組を大幅に刷新する」と記した。また、その8年後の1990年度には「教育テレビは生涯学習チャンネル」と明快に性格づけた。



生涯学習番組は、趣味・実用番組、語学番組、教育教養講座、婦人・育児番組の4種類に大別される。これらの番組は、この時期に放送時間と内容の両面で拡充された。まず、1週間の放送時間は、前期の最終年度の1981年度の29時間10分（放送時間全体の23.1%）が翌1982年度には42時間10分（33.5%）に増加し、学校教育番組に比肩するまでに至った。また、内容も、趣味・実用番組が多彩となると同時に、たとえば「大学講座」が「NHK市民大学」に吸収されて放送を終了するなど学校教育番組の生涯学習番組化が見られた。

一方、学校教育番組では、1週間の放送時間が減少（1981年度の55時間45分・放送時間全体の44.2%が1982年度に46時間・36.5%に減少）と内容の大幅な改定が同時に実施された。学校放送番組では中学校・高校向けの番組体系が一段と簡素化され、通信教育番組では「大学講座」の放送が終了し「通信高校講座」が「高校講座」と改題して視聴対象を通信制高校生以外にも広げた。

このうち中学校・高校向けの番組の簡素化

は、小学校に比べて低い利用率と録画利用の増加が原因となっていた。そして、前の時期に着手された中高校向け番組の特別シリーズ化がさらに進展し、中学校向けでは1983年度から1985年度にかけて、高校向けでも1983年度から1984年度にかけて、すべての学科の番組が廃止されて「特別シリーズ」となり、中学校・高校ともに「特別シリーズ」と特別活動の2本立てとなった。

一方、高校通信講座番組の「高校講座」への改題は、通信制高校の生徒数が1971年度の16万人余をピークに1980年代にかけて減少傾向を辿ったことと、1990年代に入って全日制高校からの転編入生が増加したことを原因としていた。また、「大学講座」の放送の終了には、同じ1981年に後の放送大学の開始につながる「放送大学学園設置法」が成立したことも影響していると思われる。すなわち、NHKはNHK学園の設立と「通信高校講座」によって放送による高校通信制教育を実施する一方で、「大学講座」によってそれを大学にまで拡大しようと企図したが、その考えを1981年度で公式に放棄したと理解されるので

ある。

第4節 混合波あるいは選択波への脱皮

この時期は、1990年度（平成2年度）に始まり、現在まで続いている。その特徴は、教育テレビの性格を「豊かな心を育て、人生を豊かにし、文化をはぐくむ波」（2001年度および2002年度の番組編集基本計画）に集約していったことにある。教育テレビは、そのために、1990年度以降、視聴対象を明確にしてその視聴好適時間帯に同種の番組を集中的に編成する“ゾーン編成”という手法を採用して、番組と編成の刷新を図った。その結果、教育テレビの編成は、従来の学校教育番組と生涯学習番組に加えて新たに子ども・少年少女・若者番組を中核に据え、時間帯ごとに視聴対象者が異なる時間分割編成の様相を呈するに至った。そこから、教育テレビの“混合波”的な性格、あるいは総合テレビにない番組を編成する“選択波”的な性格が派生してきたと思われる。

この時期は、放送メディアの激変期、インターネットの普及期にもあたっている。放送メディアでは、まず放送衛星（BS）を使ったNHKのBS放送が1984年5月から1チャンネルの試験放送で始まり、1986年12月から2チャンネルの試験放送に移行した。1991年4月には、初の有料の民間BS放送WOWOWも本放送を開始した。さらに、デジタル技術の発展によって、1996年10月に通信衛星（CS）によるCSデジタル放送、2000年12月にBSデジタル放送、2003年12月に地上波デジタル放送が始まった。このなかで、教育テレビも総合テレビと同じ2003年12月にデジタル放送を開始した。また、ケーブル・テレ

ビも、1995年1月に政府の規制緩和で複数の施設を保有・運営する事業者が誕生し、さらに普及が進んだ。放送は、多メディア・多チャンネルの時代に入ったのである。

さらに、1990年代後半からインターネットが急速に普及し、映像・音声の伝送経路と国民の通信手段や情報取得の態様が劇的に変化した。これは映像教材の伝送と取得にも波及し、教育テレビの学校教育番組に少なからぬ影響を及ぼした。

教育の分野では、2002年4月から公立小中学校で学校週5日制が完全に実施された。また、パーソナル・コンピュータの普及や国際化に対応する新たな領域の教育が展開された。その一方で、いじめや“教室の荒廃”などの問題が深刻化した。社会的には人口の高齢化がいつそう進み、生涯学習の需要が一段と高まった。さらに、障害者対策がより拡充され、ボランティア活動などの社会参加活動が活発となった。

こうした外的状況の変化は、教育テレビの編成を変える要因として働いた。しかし、直接的な要因となったのは、何よりもNHKの経営と複数波編成に求められる。

NHKは、1990年4月に前年6月の衛星第1テレビと衛星第2テレビの本放送への移行に合わせて、国会の承認を得て衛星放送受信料制度を導入し、同年8月から徴収を始めた。これに伴い、1990年度の番組編集基本計画は従来にない明快さで「衛星・地上波各メディアの役割を明確にし…教育テレビの抜本的な刷新」と記した。この番組編集基本計画は綱領的な文書と形容すべきもので、教育テレビを生涯学習チャンネルと性格づけ、編集のポイントとして、1日をとおした編成の刷新、

平日夕方における幼児から小学生・母親を対象にした番組の集中編成，聴力障害者向けのニュースなど少数者向けサービスの拡充の3つを挙げている。その結果，1990年度の1週間の放送時間では，生涯学習番組が42時間10分（放送時間全体の33.6%）となって初めて学校教育番組（38時間30分・30.6%）を上回り，子ども・少年少女・青少年向け番組もこの年度を境に急激に放送時間が増加してゆく。

また，1990年度には月曜日から金曜日まで夕方4時から6時までの2時間枠が「母と子のテレビタイム」に設定され，『おかあさんといっしょ』（1985年度～97年度総合テレビ本放送・教育テレビ再放送，98年度～教育テレビに移行）や『ひとりのできるもん』など8番組が集中的に編成された。“ゾーン編成”という言葉は1995年度の番組編集基本計画に初めて登場するが，実際には1990年度の「母と子のテレビタイム」の設定を出発点としている。そして，翌1991年度には午後6時台から7時台が「少年少女アワー」とされ，その後「ゾーン」と設定された時間帯が拡大した。さらに，1990年度には『きょうのニュース～聴力障害者のみなさんへ～』（1990.4～96.3）と『NHKみんなの手話』（1990.4～）の放送が始まり，その後，障害者や少数者向けの番組やボランティア活動のための番組も新設されて福祉番組がより充実した。

一方，学校教育番組では，以前から進んでいた小学校向け番組の充実と中学校向け番組の簡素化という学校放送番組の二極化がますます加速し，1990年度には中学校向けと高校向けの番組が一体化するに至った。そして，1998年度以降は20分の『スクール五輪の書』

（2000年度から『ティーンズTV』）と10分の『10 min.ボックス』となり，次第に10分の番組が増え，番組の“まるごと視聴”ではなく教師が録画して選択使用することを前提とする番組となった。さらにインターネットの普及とパソコンの学校への配備が進み，NHKはこれに対応して2001年度からインターネットで配信する小学校の理科・社会科・総合的な学習向けのデジタル教材「NHKデジタル教材」のサービスを始めた。

そして，教育テレビの放送開始から50年目の2008年現在，それぞれの番組群の1週間の放送時間数と全体に占める比率は，1番目が生涯学習番組で42時間10分（28.6%），2番目が子ども・少年少女・若者番組で38時間25分（26.0%），3番目が学校教育番組で33時間40分（22.6%）という順番となっている。また，番組数と放送時間は限られているものの，『NHK手話ニュース845』（1997.4～）や『福祉ネットワーク』（2003.4～）などの福祉番組が毎日編成されている。

さらに，1990年度に子ども・母親向けの時間帯の設定から始まった“ゾーン編成”は，ほぼ全時間帯に適用されるに至っている。2008年度には「早朝・朝のゾーン」（午前5時台），「朝の語学ゾーン」（午前6時台），「幼児・子どもゾーン」（午前7時～9時，午後4時～6時），「少年少女ゾーン」（午後6時台），「ティーンズ教育ゾーン」（午後7時台），「実用ゾーン」「趣味・教養ゾーン」（午後9時～11時）と7つを数える。

こうした編成には，総合テレビと比べて接触率の低い教育テレビの浸透を図るとともに，教育テレビを子どもから高齢者まで幅広い年齢層を対象にした生涯にわたる教育波にする

意図が働いているようである。それが結果的に、異なる番組群の“混合波”，あるいは総合テレビにはない番組を提供する“選択波”にしているとも言える。

6 考察

この章では、商業放送の教育専門局の存立の条件とNHK教育テレビの将来に分けて、若干の考察を加えたい。

1) 商業放送の教育専門局の存立

民間放送局全体が教育専門テレビ局の開設に消極的で実際に経営が難しいと主張してきたことは、既に述べた。しかし、商業放送の教育専門テレビ局のひとつである日本教育テレビ(NET)が、1959年2月から1973年11月までおよそ15年間、1964年9月の臨放調答申からでも9年余も教育専門局であり続けたという事実をどう解釈すべきであろうか。

ここには、教育専門局という制度の運用によって、番組の低俗化を回避し、合わせて放送サービスの多様化を実現しようとする放送行政の理念が浮き彫りになっているように思える。日本の放送行政は、フランスなどと異なり、多様な価値観の表現や文化の多様性の追求を理由として多チャンネル化を実施した形跡が少ない。郵政省が実施してきたチャンネル増は、常に既存の利害に押し切られて抑制が効かず、現状追認に終始したと言っても過言ではない。放送サービスの多様化が見られるのは、多様な専門チャンネルが競い合っているCSデジタル放送だけである。そのな

かで、最も視聴者が多い地上波において商業放送の教育専門局を15年も存続させた事実には、郵政省の執念とも言うべき理念が潜んでいるように感じられる。そして、それを支えたのは、単に番組の低俗化防止だけでなく、放送の多様化の追求の考えであったように思えるのである。

その一方で、商業放送による教育専門局の存立は本当に不可能なのかという疑問もわいてくる。NETは、初期には午前中に学校放送番組、夜に娯楽番組を編成し、その後は学校放送番組の時間帯以外をすべて収益性のある番組で“包囲”することによって収支のバランスを保ってきた。こうした時間分割的な編成は、商業放送による教育放送事業の持続性を担保する一策としてより追求されるべきだったのではないだろうか。にもかかわらず民放が一体となってNHKにも働きかけて1968年3月に教育・教養番組供給のための財団法人放送番組センターを設立したことは、その時期が商業放送によるテレビ放送開始から僅か15年であることを考えると、余りにも早い安易すぎる逃避という感が拭えない。民間放送局が収益金の一部を拠出して商業放送の教育専門局を支援すること、あるいは運営することも、考慮されるべきではなかったのだろうか。

こうした議論は、公共放送の教育専門局の存在を否定するものでは決してない。なぜなら、教育専門局の歴史が実証しているように、安定した財源、全国的な放送網、そして利用者の組織化が教育放送サービスを持続させる最も重要な要件であるからである。これらの条件を満たしている公共放送のNHKが教育専門局として機能することには、十全な理由

がある。

しかし、120を超える地上波の民間テレビ局のすべてが総合番組局で、ひとつの番組が人気を博すと一齐に同様な番組を放送し、しかも同じ時間帯に編成する傾向が顕著な現状は、極めて異常であり、放送サービスを画一化しかつ多様性を奪っているばかりでなく、視聴者の“テレビ離れ”を招いている一因とも考えられる。その意味で、商業放送の教育専門局が存続した15年は地上波の商業テレビ放送が曲がりなりにも多様性を保った期間であり、商業放送の今後を考える教訓となることが期待される。

2) NHK教育テレビの将来

NHK教育テレビは、商業放送の教育専門局が消滅するなかで50年にわたって存続してきた。その主な要因は、受信料制度という安定した財源、全国的な放送網、利用者の組織化などに求められようが、教育テレビが教育専門局という枠内で波の性格を時代に応じて変化させていったこともひとつの要因と思われる。そこには、国の教育政策や教育を取り巻く状況ばかりでなく、NHKの意図的な編成方針の影響も見ることができる。たとえば、1990年度以降の子ども・少年少女・若者番組の意識的な増加と“ゾーン編成”である。ここには、次世代の健全な育成と幼児期からの教育テレビの浸透という意図が働いているように思える。その行き着いた結果が、教育テレビの“混合波”化、あるいは総合テレビの“選択波”化ではないだろうか。

仮に教育テレビが今後も“選択波”の方向性を追求する場合には、以下の条件を考慮することが必要となろう。

第1は、NHKが実施しているほかのテレビ放送サービスとの違い、すなわち総合テレビと衛星放送との差異化をどう図るかである。その場合、2007年度末で1,342万件に達した衛星放送受信契約の状況をどう捉えるか、すなわち衛星放送の普及がどこまで進むかを予測することがポイントとなろう。そのうえで、衛星波をあくまで地上波の補完波として位置づけるのか、あるいは地上波と同等に位置づけて性格を考えるかが重要となろう。そのなかで、教育テレビを視聴者の多様なニーズに応えるNHKのテレビ放送のひとつの選択肢、かつてBBCが複数の放送サービスについて用いた表現を借りれば“alternative within”として提示することが必要のように思われる。

第2は、総合テレビに比べて低い教育テレビの接触率や認知度を上げる番組を開発する必要があるように思われる。現在の教育テレビには、『新日曜美術館』や『芸術劇場』などのように総合テレビにはない番組や確固とした視聴層を確保している番組も多い。しかし、教育テレビの週間接触率³²⁾は、1990年度の「母と子のテレビタイム」の設定以来、7歳から12歳の男女と30代の女性で30%から60%を保っているが、ほかの年代では10%から30%に止まっている。このため、1979年度から1982年度まで教育テレビで重点的に編成された大型企画（『生命科学の驚異』3回・79年度、『人間は何を作ってきたか』6回・79年度、『第三の波』4回・82年度など）や知的好奇心に訴える個性的な番組、年々減少傾向を辿っている実験的な番組など、総合テレビにはない番組の開発が必要ではないかと思われる。

第3は、その一方で、インターネット配信

による学校教育教材のいっそうの拡充が必要と思われる。教育テレビは波の性格が変化したとは言え、学校放送番組は依然としてその基幹部分を占めているし、今後もその状態は維持すべきであろう。この分野では、従来のデジタル教材の開発をより拡充して、放送とインターネットとの連動の方向性をさらに追求することが肝要と思われる。

筆者には、教育テレビが1990年度以降意図的に踏み出した“選択波”の方向は、逆戻りせず今後も続くのではないと思われる。

(ふるた ひさてる)

注

- 1) NHKという呼称はGHQの指導によって1946年3月からラジオ放送で使われ始め、1959年4月に定款の改正によって日本放送協会の正式な略称となった。本論では、1946年3月以前は日本放送協会あるいは協会、以後はNHKを用いる。
- 2) NHKの放送受信料収入は、テレビ放送開始2年目の1953年度にはテレビが1,471万円、ラジオが68億5,391万円と圧倒的な差があったが、1959年度にはそれぞれ113億円と143億円となり、翌1960年度には198億円と122億円となってテレビ収入がラジオ収入を上回った。日本放送協会編 1966『日本放送史』下巻 日本放送出版協会、p.278。
- 3) 日本テレビの売上高と営業利益は、開局2年目の1954年度は約2億円と約4,900万円、翌1955年度は約5億9,000万円と約1億4,000万円と推移している。日本テレビ放送網株式会社社史編纂室 1978『大衆とともに25年』日本テレビ放送網株式会社、p.309。
- 4) 宮城音弥の談話は東京新聞1956年11月5日朝刊、大宅壮一の談話は同新聞11月7日朝刊。大宅壮一はまた、『週刊東京』の1957年2月2日号で同様な論調を展開した。この週刊誌が発売された時期は、郵政省が教育・教養番組を重視する放送局の設置を盛り込んだ「テレビ放送用周波数の基本方針の一部修正案」を発表した直後であっただけに、“一億総白痴化”は教育専門局の開設にも影響した

と思われる。

- 5) 「テレビ放送用周波数の割当計画基本方針の一部修正」は、教育専門局の設置に関して次のように記している。

「総合的な番組を放送するもののほか、学術、技芸、職能教育など、専ら教育的効果を目的とする放送を行う局の設置を、必要かつ適当とする場合においては、その実施を可能にするごとく考慮する。この実施については、別途、経営形態、財政、事業運営のあり方について、慎重な検討を経て決定するものとする」

- 6) 地上波の放送局は、演奏設備（スタジオ）と送受信設備を備えた放送局と送受信だけを行う中継局に大別される。前者は通称で“親局”と呼ばれる。地上波放送局を算定する場合は、通常、親局だけを計上する。
- 7) 産業としてのテレビ放送については、古田尚輝 2009『『鉄腕アトム』の時代』「第1章 テレビ放送産業の勃興」世界思想社を参照されたい。
- 8) 準教育専門局として免許を交付されたのは、讀売テレビ放送（1958.8開局）、毎日放送（1959.3開局）、札幌テレビ放送（1959.4開局）の3局である。準教育専門局は、1967年11月の免許更新時に廃止され、3局とも8年から9年余で一般の総合番組局に移行した。
- 9) 田中郵政相の大量予備免許交付について、当時郵政事務次官を務めた元NHK会長小野吉郎は「テレビ局の大量免許が電機メーカーに対する受像機の需要を喚起し、それが量産体制と輸出競争力の強化につながって、大きく日本の経済成長に寄与するに違いないというビジョンがあった。そうした意見を（田中郵政相から）しばしば聞かされた記憶がある」と語っている。松田浩 1980『ドキュメント放送戦後史Ⅰ』双柿舎、p.90。
- 10) 『日本放送史』下巻、p.276。
- 11) 1951年7月、AMラジオ放送局の予備免許を受けた16社の代表が参加して創立した。初代会長にラジオ東京（現TBS）の足立正社長を選出し任意団体として発足したが、1952年4月に正式に社団法人として発足した。2008年4月現在の会員社は201社。
- 12) 旺文社は、1931年に赤尾好夫が創業し、1942年に株式会社旺文社に社名変更した。創業以来、『受

- 験旬報』や『蛭雪時代』などの受験雑誌、『英語基本単語熟語集』（通称『赤尾の豆単』）や英和辞典などの辞典類を発行し、学習研究社とともに受験出版社の双璧と言われた。また、文化放送やラジオたんぱ（現在のラジオNIKKEI）で『大学受験講座』を提供し、文化放送にも出資した。
- 13) 東映株式会社は、1951年4月、東京映画配給を主体に東横映画、大泉スタジオが合体して東急資本をバックに設立された。社長には鉄道省出身で東急役員の大川博が就任し、赤字企業を1年半で再建した。京都で時代劇、東京で現代劇を製作し、1954年には中村錦之助主演の『笛吹童子』がヒットして東映時代劇の最盛期を築いた。また、1954年1月には他社の反対が強いなかで2本立て配給を始めた。大手映画会社6社のうち、日活（1912年設立、93年7月倒産）、松竹（1920年設立）、東宝（1937年設立）、大映（1942年設立、71年11月倒産）の4社がいずれも戦前から映画事業を行っていたのに対し、新東宝（1947年設立、61年倒産）と東映の2社は戦後誕生した新興勢力であった。テレビ放送局の免許申請の一本化では、松竹・東宝・大映の3社が富士テレビジョン、東映・日活・新東宝の3社が東京教育テレビと、ふたつに分かれた。
- 14) 東映十年史編纂委員会編 1962『東映十年史』東映株式会社、p.335。
- 15) 全国朝日放送株式会社社史編纂室編 1984『テレビ朝日社史 ファミリー視聴の25年』全国朝日放送株式会社（以下、『テレビ朝日社史』と略）、p.73。
- 16) 同上、pp.370～372。
- 17) 同上、p.77。
- 18) NETが4月第3週に放送したアメリカ・テレビ映画の本数は、1959年が5本、60年が8本、61年が14本、62年が26本、63年と64年が19本であったが、その後は67年には8本、70年には4本に減少した。NHK総合放送文化研究所放送学研究室編 1976『テレビ番組の変遷—東京7局テレビ番組対照表—』日本放送出版協会をもとに筆者が調査。
- 19) 1957.10～60.11 大川博会長・赤尾好夫社長、60.11～64.11 赤尾会長・大川社長、64.11～65.3 赤尾社長（会長を置かず）、65.3～70.3 赤尾会長・山内直元社長（住友銀行出身）。
- 20) 日本科学技術振興財団の免許申請には、中央教育放送、ラジオ関東、千代田テレビ、日本電波塔の4社と財団が競合した。4社は財団への免許交付を不服として1963年1月に郵政相に異議申し立てを行い、その後行政訴訟にまで発展した。しかし、6年後の1969年10月に異議申し立てが取り下げられて決着した。
- 21) 東京12チャンネル社史編集委員会編 1979『東京12チャンネル15年史』株式会社東京12チャンネル、p.60。
- 22) 「臨時放送関係法制調査会答申」（郵政省、昭和39年9月）p.119。
- 23) 『テレビ朝日社史』p.77。
- 24) 同上pp.77～78。
- 25) 1961年4月28日、山陽岡山放送の再免許に際して郵政省が同局に送付した文書の文言。「臨時放送関係法制調査会答申資料編」（郵政省、昭和39年9月）p.70。
- 26) 同上p.71。
- 27) 財団法人放送番組センターは、その後、1989年の放送法改正で、放送番組と番組情報を収集・保存して一般に公開する「放送番組センター」の条項が定められると、郵政相からその指定を受け、放送番組ライブラリーの業務も行うことになった。1991年10月に横浜市に放送番組ライブラリーを設置し、2000年10月に同じ横浜市の日本大通りに移転してデジタル技術を使った新しい放送番組ライブラリーを開設した。そして、2007年度末で、従来から実施していた放送事業者に対する教育・教養番組の供給業務を終了した。
- 28) 「放送番組の部門別分類」は、戦後は1946年12月11日付けの日本放送協会会報に初めて掲載され、1989年度までは「編成計画」に載っていたが、以後は記載がない。そして、1949年12月から1957年度までは放送文化研究所所長名で、1958年度からは編成局長名で各放送局長に通達されている。この分類は、1949年12月には10分類だったが、その後1954年4月に11分類、1959年4月に5大分類と小分類、1960年4月に小分類を廃して5大分類（報道の部、教養の部、教育の部、娯楽の部、スポーツの部）、64年4月には4分類（スポーツの部を廃止）となっている。そして、個々の番組がどの

部門に属するかが詳しく記されている。

29) NHK教育テレビのそれぞれの番組群の1週間の放送時間については、2003年度から実施されているマルチ編成による放送時間は除き、通常編成の放送時間を算定した。

30) 学校放送番組のうち、幼稚園・保育所向け番組は1969年度から従来の20分から15分になった。小学校向け番組は1969年度から20分から15分になり、1970年度にはほぼすべての番組が15分に短縮された。中学校向け番組は当初から20分で、高校向け番組は当初は30分の番組もあったが、1965年度に20分に統一された。この内容時間の長さには、学校放送番組を利用する際の利便性が考慮されている。

31) NHK放送文化研究所は、1950年(昭和25年)以来、学校放送利用調査を実施し、その利用率や利用形態などについて調査している。最近の調査については、以下の文献を参照されたい。

小平さち子・高橋佳恵 2001「教育現場に見るメディア利用の新展開」『放送研究と調査』2001年4月号 日本放送出版協会

小平さち子・高橋佳恵 2003「転換期に立つ教育現場のメディア利用」同上2003年5月号 同上

小平さち子・西村規子 2005「デジタル時代の教育現場におけるメディア利用と今後の展望」同上2005年5月号 同上

小平さち子・渡辺誓司 2007「学校教育現場のデジタル化とメディア利用の展開」同上2007年5月号 同上

32) NHK放送文化研究所が実施している教育テレビの接触率調査による。この調査は、毎年6月の全国視聴率調査のひとつの項目として、1989年以来、行われている。NHK放送文化研究所は、これとは別に、2007年以降、全国接触者率調査を行い、6月1週間の教育テレビを含めた放送の視聴状況や録画・通信機器の保有状況などを調査している。

引用・参考文献

NHK総合放送文化研究所放送学研究室編 1976『放送学研究25 日本のテレビ編成』日本放送出版協会同編 1976『テレビ番組の変遷—東京7局テレビ番組対照表—』同上

片岡俊夫 1990『放送概論増補改訂版』日本放送出版

協会

全国朝日放送株式会社社史編纂室編 1984『テレビ朝日社史 ファミリー視聴の25年』全国朝日放送株式会社

東映十年史編纂委員会編 1962『東映十年史』東映株式会社

東京12チャンネル社史編集委員会編 1979『東京12チャンネル15年史』株式会社東京12チャンネル

日本テレビ放送網株式会社社史編纂室 1978『大衆とともに25年』日本テレビ放送網株式会社

日本放送協会編 1966『日本放送史』上・下 日本放送出版協会

同編 2001『20世紀放送史』同上

古田尚輝 1998「教育テレビ40年編成の分析」『放送研究と調査』1998年12月号 日本放送出版協会

同 2001「ラジオ第2放送70年編成の分析—教育放送への道のり—」『放送研究と調査』2001年10月号 同上

松田浩 1980『ドキュメント放送戦後史』双柿舎郵政省 1964「臨時放送関係法制調査会答申」および「同資料編」郵政省

図表の出典

表1・3・5；郵政省資料、民放各社の社史をもとに筆者作成。

図1・表4；日本テレビは『大衆とともに25年』、TBSは株式会社東京放送編 2002『TBS50年史』、フジテレビは株式会社フジテレビジョン総務部編 1992『フジテレビ社史年表』、NETは『テレビ朝日社史』。

表2；NHKは『NHK年鑑』、民放は『日本民間放送年鑑』。

図2・3・5・6；各年度の「NHKテレビジョン放送番組時刻表」をもとに筆者作成。

図4；NHK放送文化研究所が実施した「学校放送利用調査」。

表6 NHK教育テレビの番組分類

学校教育番組	1) 学校放送番組;幼稚園・保育所向け,小・中・高校向け 2) 高校講座;『通信高校講座』(63~81年度)から『NHK高校講座』(82年度~)へと続く番組
--------	---

	<p>3) 大学講座:『大学通信講座』(65年度)で始まり『大学講座』(66～81年度)で終了した番組</p> <p>4) 教師・保護者向け;『教師の時間』(58～84年度)『おかあさんの勉強室』(65～89年度)『教育トッデイ』(96～01年度)などの番組</p>
生涯教育番組	<p>1) 語学番組;英・仏・独・伊・西・露・中・ハンゲル・アラビア語</p> <p>2) 趣味・実用番組;『テレビ自動車学校』(59～68年度)『ピアノのおけいこ』(62～82年度)『きょうの料理』(76年度～)などから『趣味悠々』(97年度～)などに続く番組</p> <p>3) 婦人・育児番組;『婦人学級』(60～70年度)『すくすく赤ちゃん/ネットワーク/子育て』(92年度～)などの番組</p> <p>4) 教育教養講座;『NHK市民大学/人間大学/人間講座』(82～2004年度)などの番組</p>
子ども・少年少女・若者番組	<p>1990年度から2001年度までの「母と子のテレビタイム」や99年度から2002年度までの「少年少女アワー」とそれらを継承した“ゾーン”で放送された番組,および『若い広場』(62～65,69～81年度)や『ソリトン』(94～95年度)『ピノリーヒルズ高校白書』(95～98年度)などの若者向け番組</p>
教養・芸術・芸能番組	<p>1) 文化・教養番組;『教養特集』(62～77年度)『ETV8』(85～89年度)『ETV特集』(93～99,2004年度～)などの番組</p> <p>2) 芸術・芸能番組;『日曜美術館/新日曜美術館』(76年度～)『芸術劇場』(58～71年度,82年度～)『芸能花舞台』(89年度～)などの番組</p>
産業・経済・科学番組	<p>1) 産業・経済番組;初期の『農業教室』(58～75年度)『経営新時代』(66～75年度)や『サラリーマンライフ』(76～84年度)などの番組。94年度以降消滅したが、『21世紀ビジネス塾/ビジネス未来人』(2000年度～)で復活</p> <p>2) 科学番組;初期の『みんなの科学』(63～79年度),最近では『サイエンスアイ/ZERO』(2006年度～)などの番組</p>
福祉番組	<p>『お達者くらぶ』(80～88年度)『いきいきセカンドライフ』(89～90年度)や『シルバーシート/すこやかシルバー介護』(93年度～)などの高齢者向けおよび介護番組,『社会福祉の時間』(66年度,70～71年度)『共に生きる明日』(96～98年度)『にんげんゆうゆう』(2000年度～)などの福祉番組,および『きょうのニュース～聴力障害者のみなさんへ～』(90～95年度)『NHK手話ニュース845』(97年度～)などの障害者向け番組</p>
体育・健康番組	<p>『テレビスポーツ教室』(62年度～)『きょうの健康』(67年度～)などの番組</p>
報道番組	<p>『今週のニュースから』(58～59年度)『テレビコラム』(78～90年度)『視点・論点』(91年度～)などの番組</p>
その他	<p>2000年度から2005年度の終夜放送,および『日曜アンコール』(2002～05年度)『土曜アンコール』(2004～05年度)で放送され「テレビジョン番組時刻表」では内容が確認できない番組</p>